

検査の 要請の 内容等

- ✓ 要請（令和4年6月13日）された事項は、2年度コロナ関係予備費（コロナ対策予備費及び一般会計予備費（コロナ対策のために使用したものに限る。））のうち翌年度に繰り越した経費並びに3年度コロナ対策予備費に関する①予備費を使用して新たに設け又は金額を追加した項の執行状況、②予備費の使用状況、特に使用理由及び使用額の積算基礎の状況
- ✓ 参議院決算委員会は、同日の「令和2年度決算審査措置要求決議」において、国会開会中の予備費使用についてより一層の説明責任を果たすこと、予備費等の予算の執行状況に係る透明性を向上させることなどを政府に要求
- ✓ 予備費の使用決定により予算科目に配賦された予備費使用額は、当初予算等の既定予算と一体として執行されるため、予算科目の執行状況から**予備費使用相当額**（予備費使用額を財源とする予算に相当する額）を**区別してその執行状況を具体的に確認することは基本的にできない**

検査の 結果

- ✓ コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした3年度の予算科目22項47目においては、予算科目の執行状況から予備費使用相当額の執行状況を区別できるものはなかった
- ✓ 8府省等は、**実務上の取扱い**として、**管理簿等により事業単位で予算の執行管理**を行うなどして、財源選択の順序の整理方法（複数ある財源のいずれから支出等を行うこととするかについての整理の方法）等が異なるものの、**予備費使用相当額の執行状況を区別できるようになっていた**
- ✓ **予備費使用相当額を他の事業へ流用**（異なる予算科目（目）間における法令上の予算異動）又は**目内融通**（一つの予算科目内における実務上の予算異動）している事業や、**予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越している事業**が見受けられた
- ✓ **予備費使用決定日から年度末までの日数を超える期間等を用いて予備費使用要求額を積算している事業**（いずれの事業も**予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰越し**）が見受けられた 等

所見

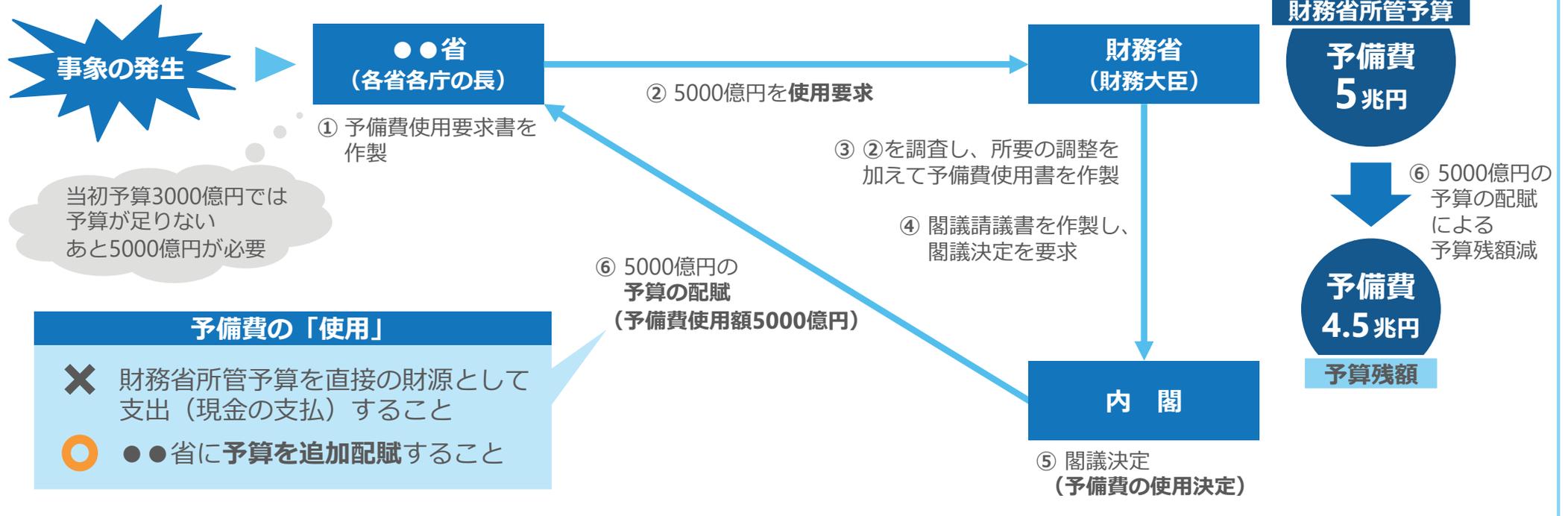
- ✓ **事業ごとに、事業予算全体の執行状況と併せて、その内訳として予備費使用相当額の執行状況を公表すること**
- ✓ **事業ごとに財源選択の順序の整理方法等を明示すること**
- ✓ **予備費使用相当額の流用等又は目内融通を行った場合には、その状況を丁寧に示すこと**
- ✓ 予備費使用相当額について多額の繰越しが生じた場合、**特に、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越した場合には、事業の実施、事業予算の執行等に係る予備費使用決定時の想定、繰越しに至った経緯等を丁寧に示すこと**

予備費の使用等の状況（要請）

8府省等、財務省

検査の背景 予備費の「使用」（報告書P1～P8）

（例）●●省所管予算のために5兆円の予備費から5000億円を「使用」する場合



予備費の「使用」

- ✗ 財務省所管予算を直接の財源として支出（現金の支払）すること
- ●●省に予算を追加配賦すること

日本国憲法第87条第1項

予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる

「予備費の使用等について」（昭和29年閣議決定 最終改正平成19年）第3項

国会開会中は…次に掲げる経費を除き、予備費の使用は行なわない

③ 予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費

令和2、3両年度予算総則

新型コロナウイルス感染症対策予備費は、…同感染症に係る緊急を要する経費以外には使用しない

令和2年度決算審査措置要求決議

政府は、国会開会中に使用決定した各経費の予見可能性や緊急性の観点、平成19年の閣議決定との関係について疑念を招かないよう、国会において、より一層の説明責任を果たすべき

令和元年度決算審査措置要求決議

政府は、…日本国憲法等で定める予備費制度の趣旨に沿って、適切な使用に努めるべき



参議院
決算委員会

予備費の使用等の状況（要請）

検査の背景 予備費使用額を財源とする予算の執行（報告書P8～P11）

（例）予備費5000億円の使用決定により予算が配賦された●●省所管の予算科目等の場合

（所管）●●省
予算科目A

予備費の使用決定による予算5000億円の配賦

（単位：億円）

科目	歳出 予算額 ①	前年度 繰越額 ②	予備費 使用額 ③	流用等 増△減額 ④	移替 増△減額 ⑤	予算現額 ①～⑤の合算	支出済額	翌年度 繰越額	不用額
(項) △△費 (目) ◇◇補助金	3000	-	5000	△500	-	7500	5000	2000	500

流用等増減額に含まれる予備費使用相当額を区別することも基本的にできない

予算の流用

予備費使用相当額の執行状況の区別の可否

予備費使用額を財源とする予算は、予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行

➡ 予備費使用相当額（予備費使用額を財源とする予算に相当する額）の執行状況（支出済額、翌年度繰越額、不用額）を区別することは基本的にできない

（所管）●●省
予算科目B

科目	歳出 予算額	前年度 繰越額	予備費 使用額	流用等 増△減額	移替 増△減額	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額
(項) △△費 (目) ◇◇委託費	1000	-	-	500	-	1500	500	500	500

「予備費の使用等について」（昭和29年閣議決定）第4項

予備費を使用した金額については、これをその目的の費途以外に支出してはならない

令和2年度決算審査措置要求決議

決算書の執行額は、・・・財源別に区分して執行されていないことから、予備費を財源とした執行額のみを把握することができず必要な検証を行うことが困難なものもある

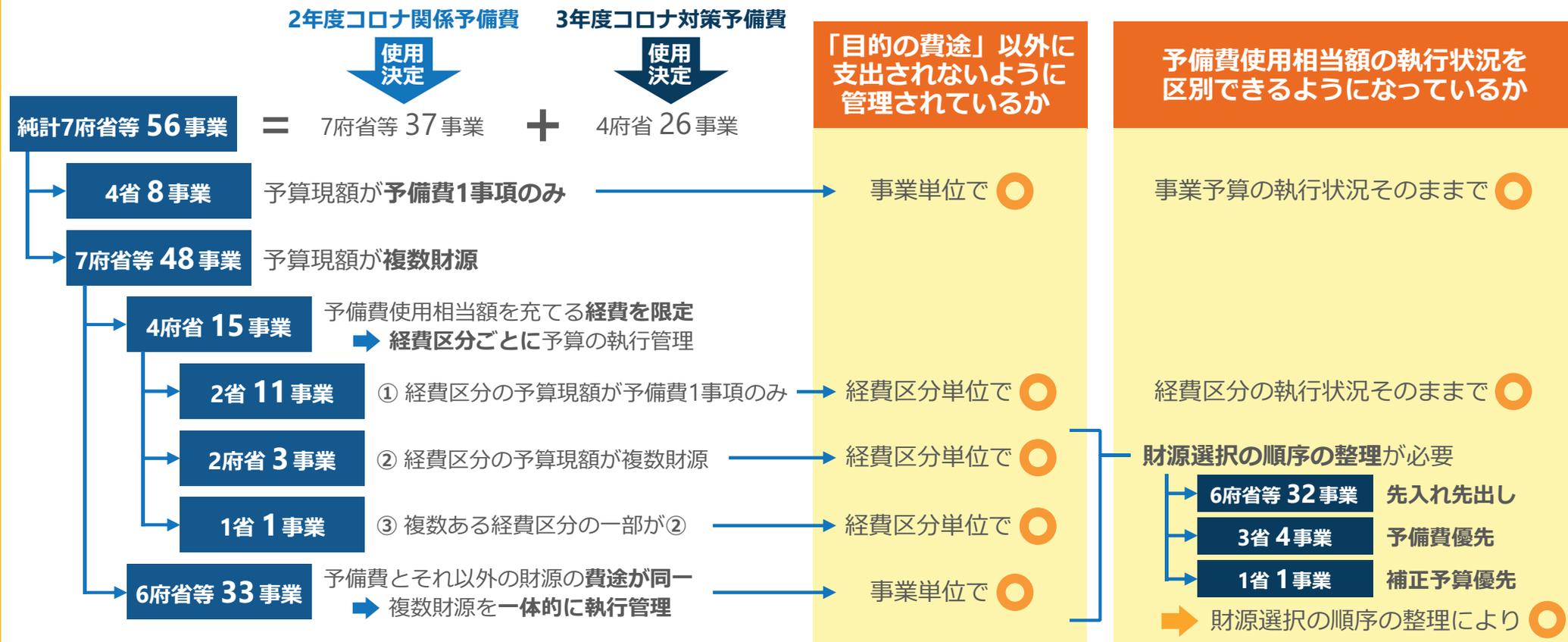
政府は、・・・情報開示の在り方について検討を行い、予算の執行状況に係る透明性を向上させるべき



参議院
決算委員会

検査の結果① 「事業」を単位とした予算の執行管理等（報告書P24～36、P52～54）

- ✓ 使用決定により予算が配賦されるなどした3年度の予算科目22項47目においては、予備費使用相当額の執行状況を区別できるものはなかった
- ✓ 8府省等は、実務上の取扱いとして、事業を単位として予算の執行管理等を実施・予備費の使用要求を検討等
- ✓ 事業予算の執行管理等は事業担当部局が管理簿（表計算ソフト等で作成した帳簿）等により実施



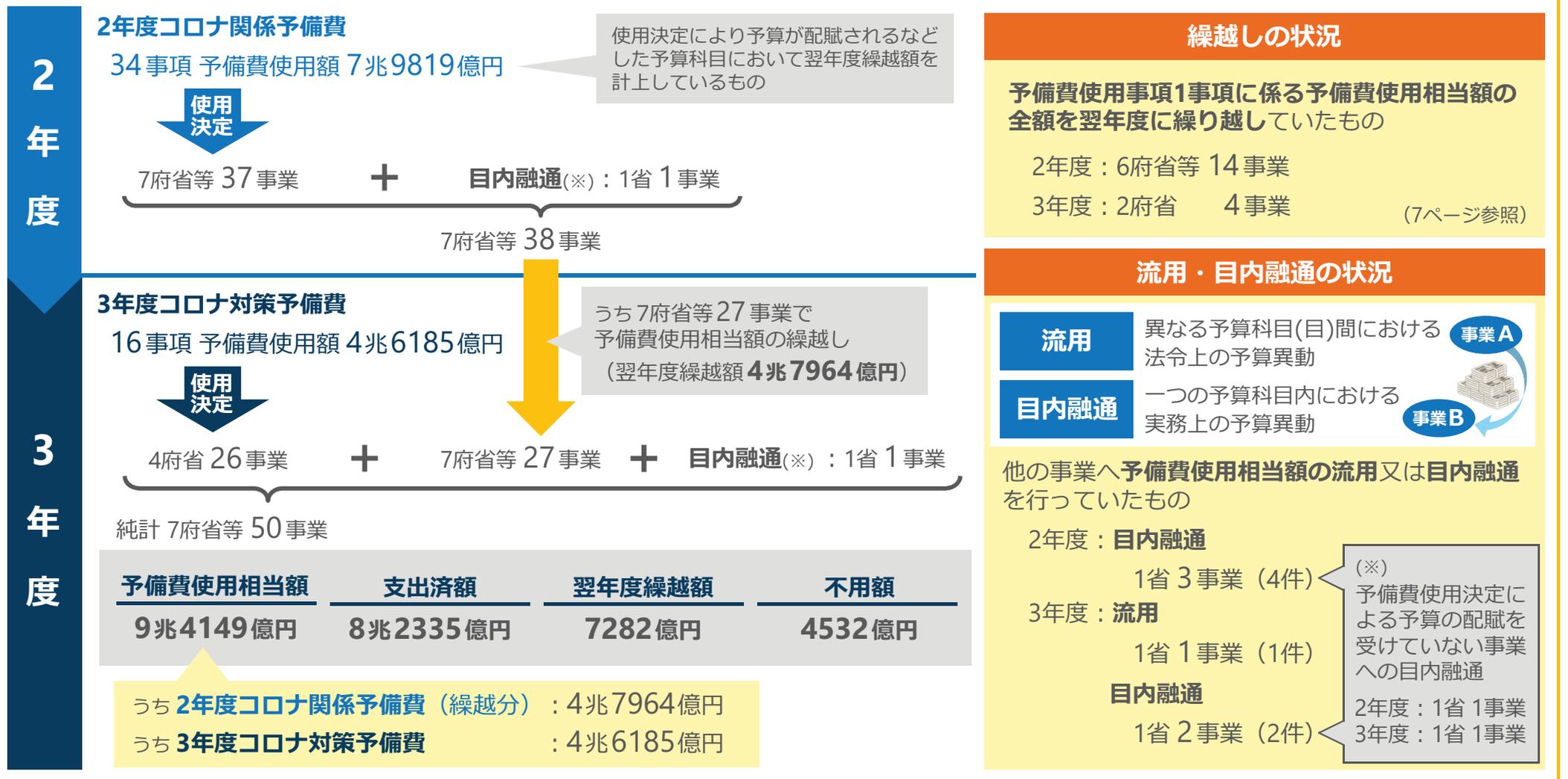
※ 公表資料では、事業ごとの予備費使用相当額の執行状況、財源選択の順序の整理方法等は明らかになっていない

事後検証により一層
資するには…

所見ア 事業ごとに、事業予算全体の執行状況と併せて、その内訳として予備費使用相当額の執行状況を公表すること

所見イ 事業ごとに財源選択の順序の整理方法を明示すること

検査の結果② 事業別の予算の執行状況（報告書P36～54）



事後検証により一層
資するには…

所見ウ

当初に予備費の使用決定により予算が配賦された事業とは別の事業へ予備費使用相当額の流用等又は目内融通を行った場合には、その状況を丁寧に示すこと

予備費の使用等の状況（要請）

8府省等、財務省

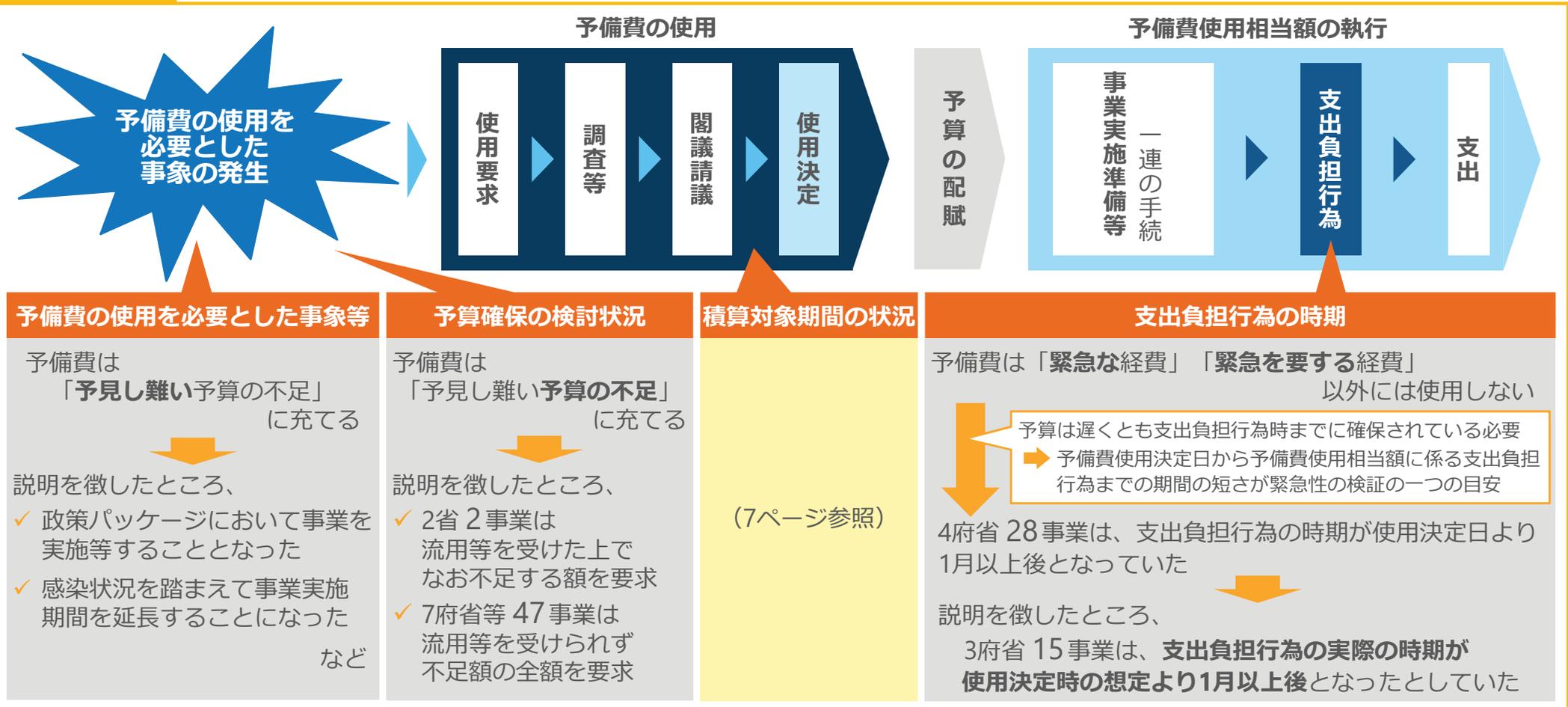
予備費の使用状況に係る検査の対象（報告書P54）

コロナ関係予備費 41 事項
(純計 7府省等 49 事業、予備費使用額 10兆 7089億円)

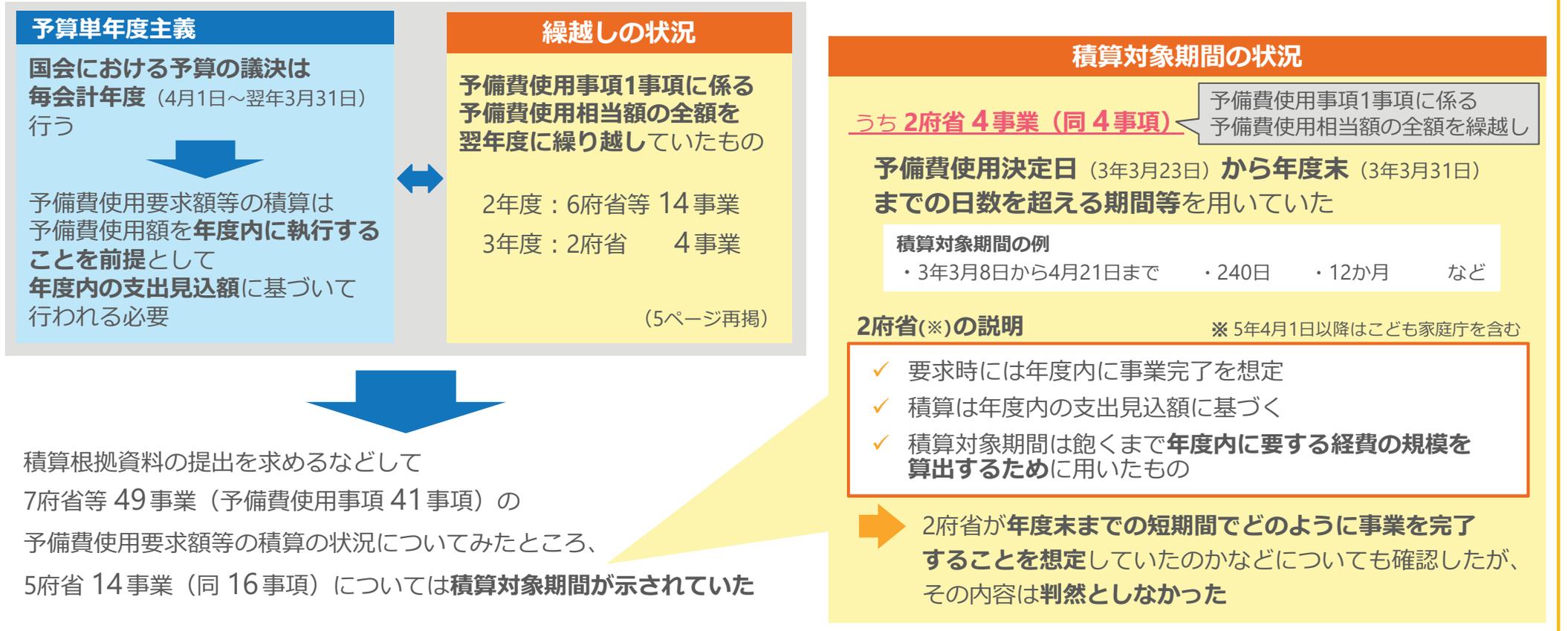
2年度コロナ関係予備費34事項のうち予備費使用相当額の繰越しがあったもの

2年度：25 事項（7府省等 27 事業、予備費使用額 6兆 0903 億円）
3年度：16 事項（4府省 26 事業、予備費使用額 4兆 6185 億円）

検査の結果③ 予備費の使用理由の状況（報告書P56～59）



検査の結果④ 予備費使用額の積算基礎の状況（報告書P60～67）



- ✓ 予備費は国会による事前議決の原則の例外
- ✓ 積算は予算単年度主義に基づき年度内の支出見込額に基づいて行われる必要 など

予備費使用相当額の繰越しの状況については、予備費使用決定時の想定も含めて十分な説明が求められると考えられる

所見工

事業予算の執行の結果、予備費使用相当額について多額の繰越しが生じた場合、特に、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越した場合には、事業の実施、事業予算の執行等に係る予備費使用決定時の想定、繰越しに至った経緯等を丁寧示すこと

検査の背景

- ✓ 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金（**持続化給付金**）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を緩和するために、国が個人や法人に対して支給している給付金等のうち**最大規模の支援策**
- ✓ 令和2年度の支出件数424万件、支出済額計5兆5417億円、うち持続化給付金を**受給した個人事業者は281万人**（2年12月までに受給した個人事業者は263万人）
- ✓ 今後も災害、感染症の発生や社会経済情勢の変動等に伴い、持続化給付金の給付事業と同様に受給者数が膨大な給付事業等が実施されることも考えられる

検査の状況

1. 統計的な手法を用いて無作為に抽出した11,000人のうち、2年分所得税申告データが確認できた8,903人の所得税確定申告書の収入金額の状況をみたところ、収入金額が持続化給付金の受給額未満となっていて、**持続化給付金が収入計上されていないと史料される者が428人**（2年分所得税申告者8,903人に占める割合**4.8%**。持続化給付金受給額計3億8418万円）
上記の11,000人において見受けられた状況は、持続化給付金を受給した263万人の個人事業者についても同様の傾向にあると推定
2. 国税通則法に基づく協力要請により支給庁（中小企業庁）に対して行った**持続化給付金の給付実績の照会実績は、国税局によって区々**（3、4両年度の合計が1,000件を超えるところがある一方で、数十件や全くないところもある）となっており、また、国税庁は**給付実績の照会に係る活用効果については把握していない**
3. 8年度から運用予定の次世代システムでは、データ化する情報を拡充して、納税者から申告された情報と国税当局が保有する情報とのデータマッチングを効率的、効果的に実施することが可能になるとしているが、国税通則法に基づく照会手続については、データの取得に当たって支給庁との調整が必要になること、予算の制約があることなどの各種制約から、活用効果を考慮して効果的、効率的に取り組むとしており、持続化給付金のような受給者数が膨大な給付金等の給付実績に係るデータと申告された内容を**システム上でマッチングするための具体的な体制整備についての検討は行われていない**

所見

- ✓ 引き続き納税者に対して**適正な申告が行われるよう周知等**すること（検査の状況1）
- ✓ 給付金等の収入に関して**納税者に適正な申告を促すこと、給付金等の収入計上の有無を効果的に確認することについて**、現行の申告審理等や照会手続の中で**より効果的な方策を検討**すること（検査の状況2）
- ✓ 税務行政の**デジタル・トランスフォーメーションにおける課税の効率化、高度化等に係る中長期的な取組の中で検討**すること（検査の状況3）

検査の背景 持続化給付金及び所得税申告の概要

中小企業庁は、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の拡大により特に大きな影響を受けているフリーランスを含む個人事業者及び法人に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするためとして、事業全般に広く使える新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金（**持続化給付金**）を支給（収入が前年同月比50%以上減少した事業者に支給。個人事業者の上限100万円、法人の上限200万円）

持続化給付金の令和2年度の支出件数は424万件（支出済額は計5兆5417億円）。うち、個人事業者は281万人（全体の2/3）
個人事業者は、**所得税の申告**に当たり、**持続化給付金の受給額**を、事業所得、雑所得又は一時所得として**収入計上**（ただし、総収入金額より必要経費の方が多ければ、申告義務は生じない）

検査の状況 1 持続化給付金を受給した個人事業者の所得税の申告状況等

<中小企業庁>

令和2年度に持続化給付金を個人事業者281万人に支給

うち、令和2年12月末までに受給した個人事業者**263万人**に係る**受給データ**を提出

<会計検査院>

個人事業者263万人に係る受給データの中から、統計的な手法を用いて**11,000人**を**無作為抽出**

<国税庁>

会計検査院が無作為抽出した**11,000人**の**所得税申告データ**を提出

無作為抽出した11,000人に係る**受給データと所得税申告データを突合**する方法により、所得税の確定申告における**持続化給付金の収入計上の状況を確認**

11,000人のうち、令和2年分の所得税の申告が確認できた個人事業者数 **8,903人**

残りの2,097人は、総収入金額より必要経費の方が多いため課税される所得金額が生じないなどの可能性により、確認できず

持続化給付金が収入計上されていないと思料される個人事業者数 428人

当該個人事業者が受給した**持続化給付金の額 3億8418万円**

無作為抽出した11,000人において見受けられた状況は、持続化給付金を受給した263万人の個人事業者についても同様の傾向にあると推定

申告された収入金額が持続化給付金の受給額を下回っているもの

所見 引き続き納税者に対して**適正な申告が行われるよう周知等**すること

検査の状況 2 国税庁における持続化給付金に係る資料収集の状況

国税局等	照会件数		
	3年度	4年度	計
札幌国税局	120	5	125
仙台国税局	0	0	0
関東信越国税局	6	55	61
東京国税局	0	551	551
金沢国税局	0	0	0
名古屋国税局	0	30	30
大阪国税局	1,419	237	1,656
広島国税局	2,736	5	2,741
高松国税局	8	6	14
福岡国税局	2	22	24
熊本国税局	0	0	0
沖縄国税事務所	0	1	1
計	4,291	912	5,203

申告漏れ等の蓋然性が高いなど、課税上の問題があると認められる場合に照会を行っていた

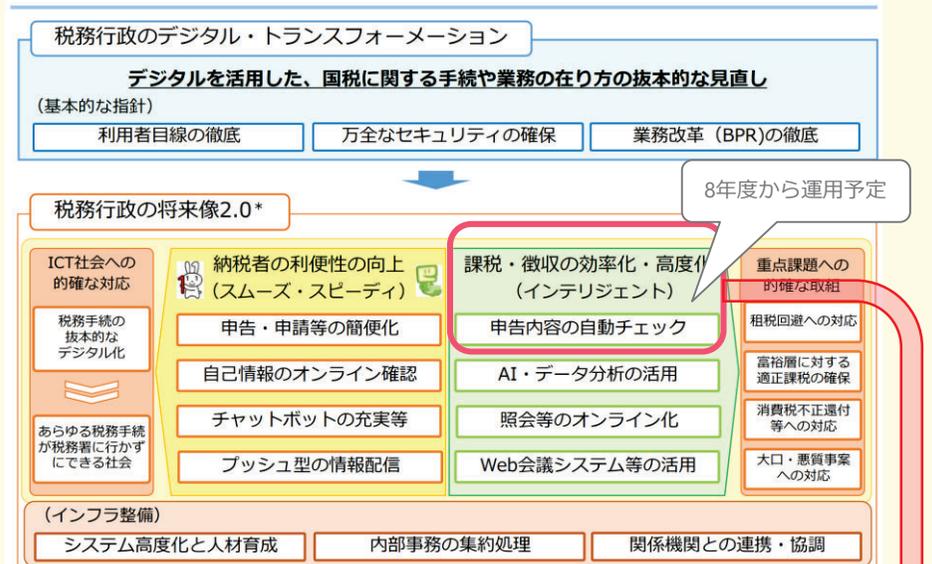
3、4両年度の合計が1,000件を超えるところがある一方で、数十件や全くないところもある

(注) 件数には、家賃支援給付金に係る照会の件数を含んでいる

国税通則法に基づく協力要請により支給庁（中小企業庁）に対して行った持続化給付金の給付実績の照会実績は、国税局によって区々となっており、また、国税庁は給付実績の照会に係る活用効果については把握していない

所見 給付金等の収入に関して納税者に適正な申告を促すこと、給付金等の収入計上の有無を効果的に確認することについて、現行の申告審理等や照会手続の中でより効果的な方策を検討すること

検査の状況 3 国税庁におけるデジタル・トランスフォーメーションの取組状況



出典：「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像2.0 - (令和4年2月更新 国税庁)」を一部加工

国税庁は、国税通則法に基づく照会手続については、データの取得に当たって支給庁との調整が必要になること、予算の制約があるなどの各種制約から、活用効果を考慮して効果的、効率的に取り組むとしており、持続化給付金のような受給者数が膨大な給付金等の給付実績に係るデータと申告された内容をシステム上でマッチングするための具体的な体制整備についての検討は行われていない

所見 税務行政のデジタル・トランスフォーメーションにおける課税の効率化、高度化等に係る中長期的な取組の中で検討すること

検査の背景

- ✓ (株)日本政策金融公庫（日本公庫）、(株)商工組合中央金庫（商工中金）等は**新型コロナ関連資金繰り支援を実施**
- ✓ 新型コロナ関連資金繰り支援の令和5年3月末までの日本公庫、商工中金等による主な**貸付け実績は131万件21兆円**
- ✓ このうち①日本公庫の中小企業者（主として小規模事業者）に対する新型コロナ特別貸付〔**国民生活事業**における貸付け〕、②日本公庫の中小企業者に対する新型コロナ特別貸付〔**中小企業事業**における貸付け〕及び③**商工中金**の中小企業者に対する危機対応貸付けの三つ（**新型コロナ特別貸付等**）で**118万件19兆円**（全体の90%に相当）
- ✓ 新型コロナ特別貸付等は返済開始時期を迎えるものが集中する時期を経過し、その**元利金の返済が本格化**
- ✓ 新型コロナウィルス関連による中小企業者等の倒産件数が増加

検査の状況

1. 新型コロナ特別貸付等の4年度末時点の貸付残高は全体で**989,267件14兆3085億円**となっている
完済されたものの中には、他の貸付けに借り換えることによって完済されたものが相当数含まれていると見られる
新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の**償却**（4年度末まで）は全体で**7,291件697億円**、**リスク管理債権**（4年度末）の額は全体で**8785億円**、新型コロナ特別貸付に係る**部分直接償却**（注）**実施額**（4年度末）は**1246億円**
（注）回収不可能等と判断された資産について税務上の直接償却を満たしていない場合に貸倒引当金の計上に代えて貸倒償却をする方法
2. 緩和措置の下における貸付申込先の状況把握の適正性を担保するための取組についてみると、日本公庫の国民生活事業において、**貸付申込先の状況把握が十分行われたことが確認できないものがあった**
3. 貸付債権の管理の状況を見ると、日本公庫の国民生活事業において、**債務者の財務状況等を決算書等により定期的に把握することとしていない一方、債務者フォローアップや早期改善支援は実施**
貸付債権の全額について回収の見込みがないなどと認められるときに行う償却について、債務者の生活状況が困窮状況にあるという**償却事由の根拠となる事実が十分に把握されていないまま償却を決定したものがあった**

所見

- ✓ 日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等及びその借換後の貸付債権について、引き続き、**債務者の状況把握等を適切に実施等**すること（検査の状況1）
- ✓ 日本公庫の国民生活事業において、**今後の非常時**に関係省庁の要請を踏まえるなどして緩和措置を設ける場合、緩和措置の下における**貸付申込先の状況把握の適正性を担保するための取組がより適切に行われるよう努めること**（検査の状況2）
- ✓ 日本公庫の国民生活事業において、**債務者の状況把握及び当該状況に応じた支援に係る取組を引き続き適切に実施等**するとともに、外部に委託して調査した結果に基づき債務者の生活困窮を事由として償却を決定した貸付債権について**改めて償却を決定した根拠を検証し、必要な対応を執る**こと（検査の状況3）

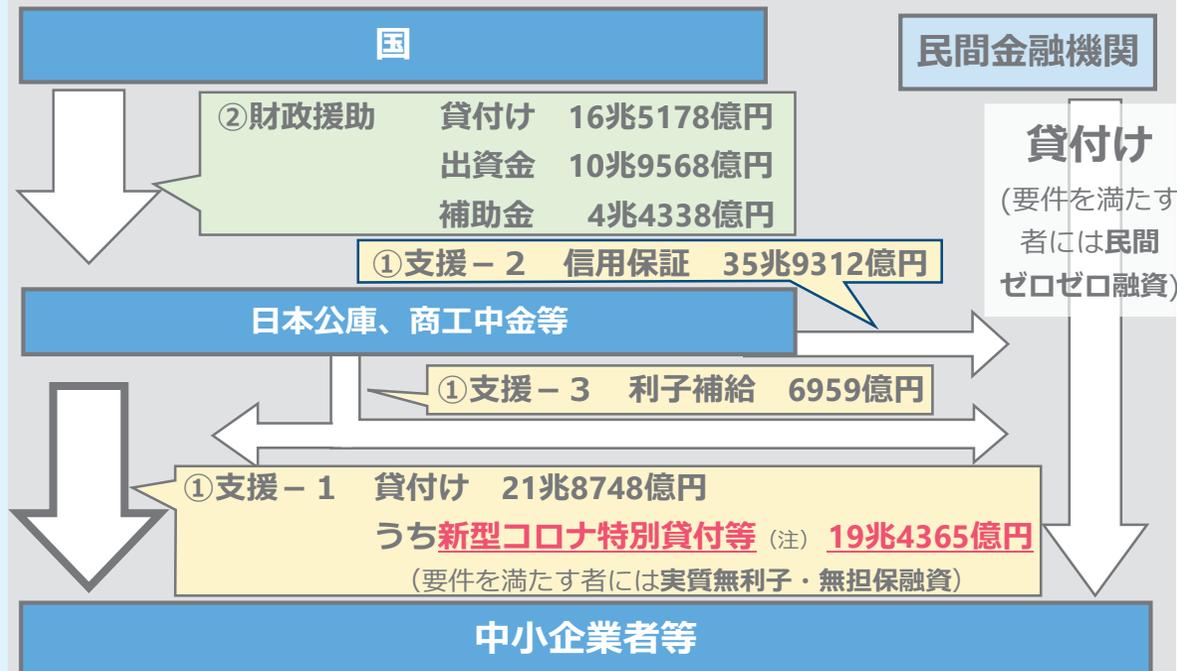
日本政策金融公庫等が実施した新型コロナ特別貸付等の状況（特定）

株式会社日本政策金融公庫
株式会社商工組合中央金庫

検査の背景

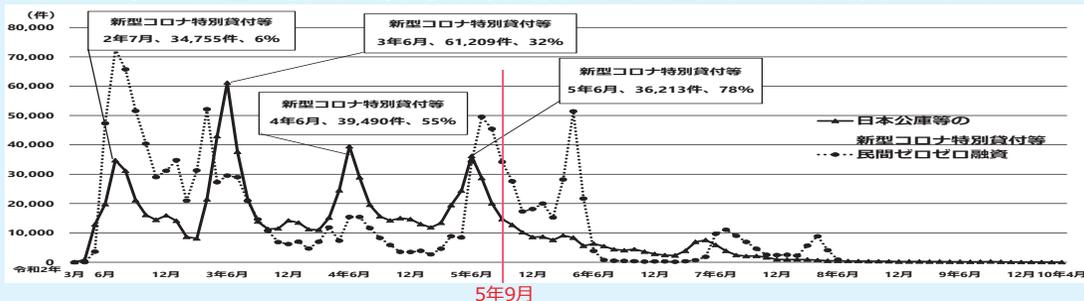
- (株)日本政策金融公庫（日本公庫）、(株)商工組合中央金庫（商工中金）等は、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一時的に業況が悪化している中小企業者等に対して資金繰り支援（貸付け、信用保証、利子補給）を実施【図1の①1～3】
- 国は、日本公庫等に対して財政援助を行う【図1の②】とともに、事業者の資金需要に迅速に対応できるように、審査の簡素化・迅速化に取り組むことなどを要請
- 今回の検査対象となる新型コロナ特別貸付等（要件を満たす対象者に対しては実質無利子・無担保融資となる）は、返済開始時期を迎えるものが集中する時期を経過し、5年9月末時点で既に元利金の返済が本格化（これに対し、民間金融機関による実質無利子・無担保の融資（民間ゼロゼロ融資）は、6年度前半にも到来予定）【図2】

＜図1：資金繰り支援の流れに関する概念図＞



（注）①日本公庫の中小企業者（主として小規模事業者）に対する新型コロナ特別貸付〔国民生活事業における貸付け〕、
②日本公庫の中小企業者に対する新型コロナ特別貸付〔中小企業事業における貸付け〕及び
③商工中金の中小企業者に対する危機対応貸付けの三つ

＜図2：新型コロナ特別貸付等及び民間ゼロゼロ融資の返済開始時期＞



日本政策金融公庫等が実施した新型コロナ特別貸付等の状況（特定）

株式会社日本政策金融公庫
株式会社商工組合中央金庫

検査の状況 1-1 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況

<令和4年度末時点における新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況>

令和4年度末までの貸付実績は**19兆4365億円**、
貸付残高は**14兆3085億円**で、そのうち**9割超**は
元金返済中の貸付債権又は据置期間中の貸付債権

その一方で

- ① **償却**（貸付債権の全額について回収の見込みがないなどと認められるときに行う）**金額は697億円**
償却した貸付債権の**件数及び金額**は、いずれも**年々増加**
- ② **条件変更**（返済期間や据置期間の延長、月々の返済額の減額により、貸付条件を緩和すること）中の貸付債権の**残高**は、いずれも3、4両年度末の金額が前年度末から**大幅に増加**
- ③ **延滞等**（元利金支払の延滞及び事業者の破綻）に至っている貸付債権の**残高**は、いずれも3、4両年度末の金額が前年度末から**大幅に増加**
- ④ **リスク管理債権**の額は**8785億円**で、**日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業**では増加し、事業全体のリスク管理債権の額も増加
- ⑤ 4年度末における**部分直接償却**（回収不可能又は無価値と判断された資産について税務上の直接償却を満たしていない場合に貸倒引当金の計上に代えて貸倒償却をする方法）**実施額は1246億円**

令和4年度末までの貸付実績 1,187,201件 19兆4365億円
--

<4年度末時点の状況>

返済 5兆0582億円	貸付残高 989,267件 14兆3085億円
うち完済 190,643件 3兆3305億円	

借換えによるもの
も含まれている。

<元金返済等の状況>

元金返済中 670,141件 7兆5665億円	据置期間中 254,399件 5兆9576億円
-------------------------------	-------------------------------

4年度末時点の
貸倒引当金
2879億円

<リスク管理債権等の状況>

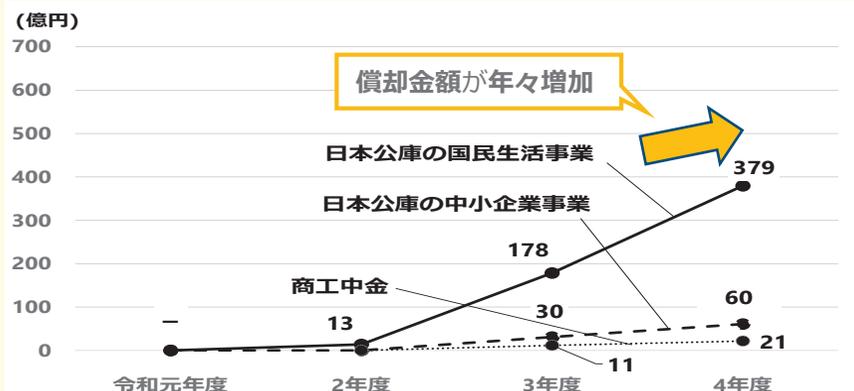
正常債権 13兆5064億円

<リスク管理債権の内訳>

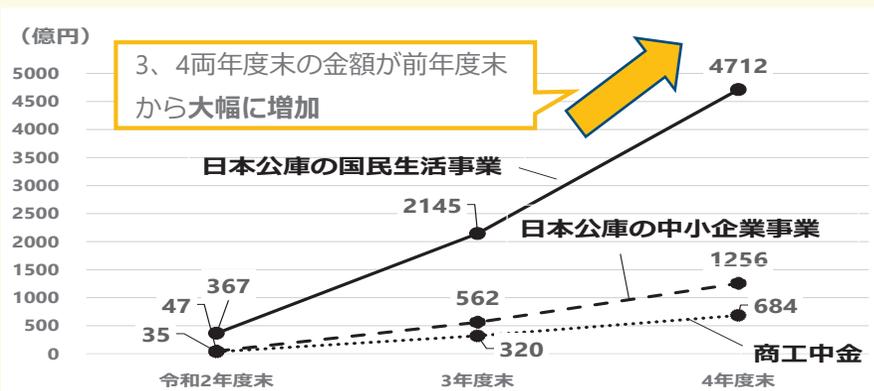
要管理債権 4929億円	危険債権 3731億円	破産更生債権及び これらに準ずる債権 124億円
-----------------	----------------	--------------------------------

検査の状況 1-2 償却、条件変更、延滞等、リスク管理債権の状況

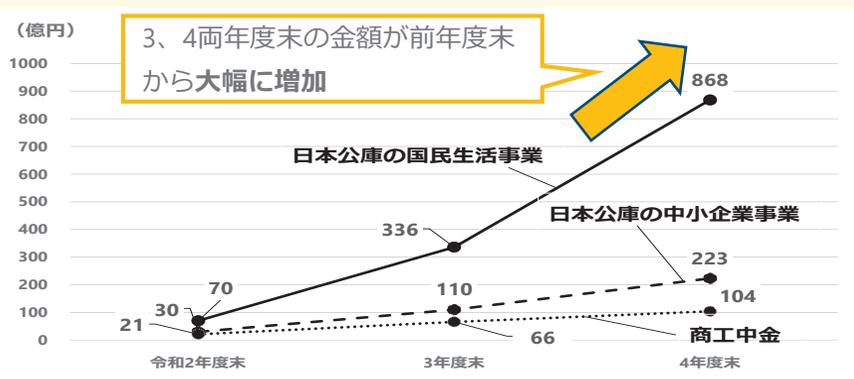
<①新型コロナ特別貸付等に係る償却金額の推移>



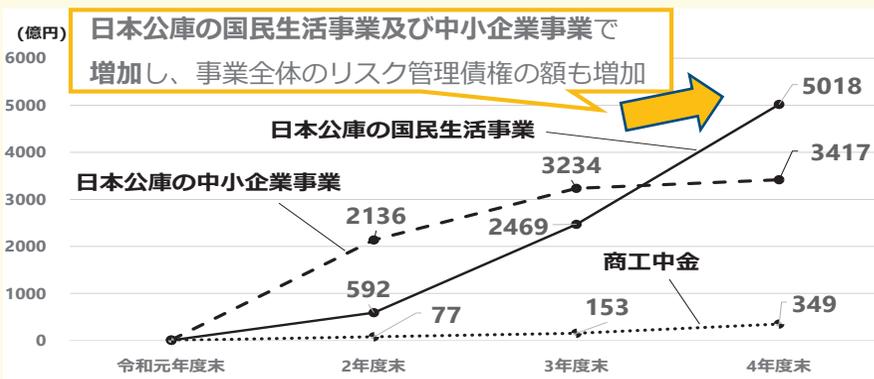
<②新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権（条件変更）残高の推移>



<③新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権（延滞等）残高の推移>



<④新型コロナ特別貸付等に係るリスク管理債権の額の推移>



所見

日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等及びその借換後の貸付債権について、引き続き、**債務者の状況把握等を適切に実施等**すること

検査の状況 2 新型コロナ特別貸付等の審査手続において設けられた緩和措置等の実施状況

- 審査手続における書類徴求の簡素化について、日本公庫の国民生活事業では、貸付先が資金繰り表、最新決算期後の試算表等の書類を作成しないことが多いことから、これらの書類の徴求を省略するなどの措置（緩和措置）を全国的に幅広く実施
- 緩和措置の下において、貸付けの**認定根拠**を貸付関係書類の所定の欄に**詳細かつ具体的に記録**するとともに、貸付申込先の**当面の資金繰り状況等について確認し、その内容を貸付関係書類の適宜の欄に記載**



貸付申込先の状況把握が十分行われたことが確認できない事態が**59件**（貸付金額**5億8966万円**）。具体的には、

- 貸付関係書類の所定の欄に**認定根拠が十分に記録されていない**
- 貸付関係書類に貸付申込先の**資金繰り状況の現況を確認した旨の具体的な記載がない**などしていた

所見

日本公庫の国民生活事業において、**今後の非常時**に関係省庁の要請を踏まえるなどして緩和措置を設ける場合、緩和措置の下における**貸付申込先の状況把握の適正性を担保するための取組がより適切に行われるよう努めること**

検査の状況 3 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の管理の状況

- 日本公庫の国民生活事業において、膨大な数の貸付債権を管理していることから、債務者の財務状況等を決算書等により**定期的に把握することとしておらず、条件変更を実施した場合等にその把握を実施**
他方、2年9月以降、**債務者フォローアップ**や**早期改善支援**を実施
- 債務者の破綻等により貸付債権の全額について回収の見込みがないなどと認められるときは償却を行うこととしており、**その償却の決定の判断は慎重に実施**



外部に委託して債務者の生活状況を調査していた貸付債権の償却において、債務者の生活状況が困窮状況にあるという**償却事由の根拠となる事実が十分に把握されていないまま償却が決定**されていた事態が**30件**
（貸付金額3億3561万円に対する償却金額**3億3504万円**）

所見

日本公庫の国民生活事業において、**債務者の状況把握及び当該状況に応じた支援に係る取組を引き続き適切に実施等**するとともに、外部調査に基づき生活困窮の事由で償却した貸付債権について**改めて償却を決定した根拠を検証し、必要な対応を執ること**

事業の概要

- ✓ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）で実施する感染症検査機関等設備整備事業において、**新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的として、次世代シークエンサー等の整備費を都道府県に対して補助**
- ✓ 次世代シークエンサーは、都道府県等の地方衛生研究所のほか、**民間検査機関（民間の検査会社、大学及び医療機関）**に整備
 - 感染経路の特定や変異株の発生動向の監視等のため、新型コロナウイルスの**全ゲノム解析**に使用
- ✓ 交付要綱等によれば、民間検査機関では、「都道府県等が感染症法^(注)に基づく行政検査の依頼を行った場合に、休日等問わず**迅速かつ確実に検査が実施されるための体制が確保されていることが必要**」

(注)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

検査の結果

- ✓ 厚生労働省に確認したところ、事業の目的である「検査体制を整備すること」とは「**感染症法の規定により都道府県等が行う検査（行政検査）の体制強化**」
- ✓ 令和2、3両年度に18道府県が整備した次世代シークエンサー63台（交付金交付額13億9672万円）のうち**8道府県が20民間検査機関に整備した21台（交付金交付額5億8653万円）は、事業の目的に沿って行政検査に使用されたことが一度もない状況**
 - 20民間検査機関は、自施設における検査体制整備のため、将来的に行政検査の依頼があると想定していたためとして次世代シークエンサーを整備していたが、整備時点において、道府県等との間で、**道府県等から依頼を受けて迅速かつ確実に行政検査を実施するために必要な検討が行われていなかった**
 - 8道府県は、20民間検査機関に次世代シークエンサーを整備したのに、整備した時点から**行政検査を全く依頼していなかった**
 - 8道府県は、**交付要綱等における記載が必ずしも明確とはなっていないことから、依頼を受けて迅速かつ確実に行政検査を実施するために必要な検討が行われていない民間検査機関についても同事業により次世代シークエンサーを整備することができると認識するなど、事業の目的に対する理解が不十分**

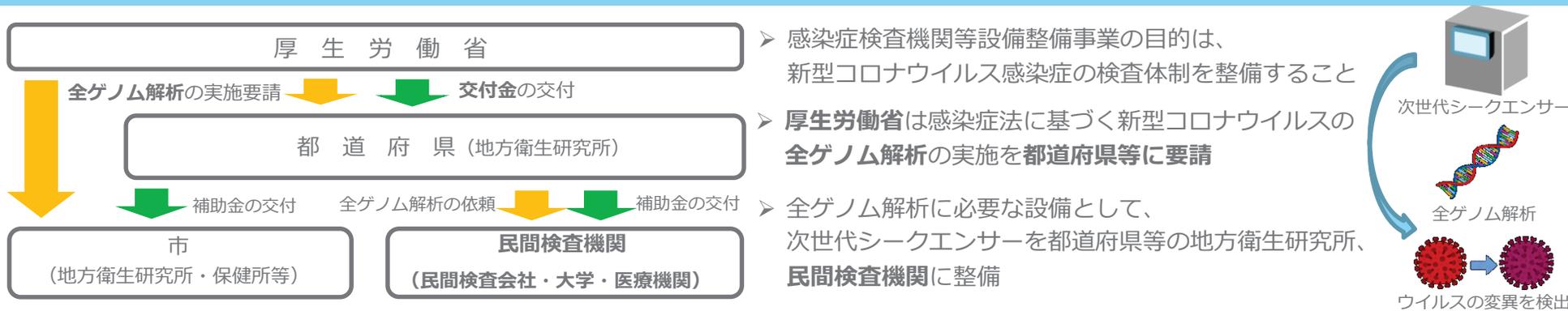
表示する意見

- ✓ 今後、**次世代シークエンサーが有効に使用されるなどするよう、厚生労働省において、**
 - ・ 都道府県に対して、**事業の目的について再度周知した上で、民間検査機関に整備した次世代シークエンサーが目的に沿って使用されるよう検討させること**
 - ・ 検討の結果、事業の目的に沿って**使用される見込みのない次世代シークエンサーがある場合は、都道府県に対して、速やかに財産処分の手続きを行うなどの措置をとるよう指導**

次世代シーケンサーの使用状況（意見表示）

厚生労働本省
5億8653万円(指摘金額)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（感染症検査機関等設備整備事業）による次世代シーケンサーの整備



検査の結果

次世代シーケンサーが使用されていない事態

	令和2、3両年度に整備した次世代シーケンサー (検査対象)	うち事業の目的に沿って一度も使用されていないもの
事業主体	18道府県	8道府県
台数	63台	21台
交付金交付額	13億9672万円	5億8653万円
整備先	18道府県等、 27民間検査機関	20民間検査機関

(厚生労働省に確認した事業の目的)

- ・ 感染症法の規定により都道府県等が行う検査（行政検査）の体制強化

(一度も使用されていない要因)

- ・ 道府県等と民間検査機関との間で、道府県等から依頼を受けて迅速かつ確実に行政検査を実施するために必要な検討が行われず
- ・ 道府県において、整備した時点から行政検査を全く依頼せず
- ・ 交付要綱等における記載が必ずしも明確とはなっていないことから、道府県において、事業の目的に対する理解が不十分

表示する意見

今後、次世代シーケンサーが有効に使用されるなどするよう、厚生労働省において、

- ・ 都道府県に対して、事業の目的について再度周知した上で、民間検査機関に整備した次世代シーケンサーが目的に沿って使用されるよう検討させること
- ・ 検討の結果、事業の目的に沿って使用される見込みのない次世代シーケンサーがある場合は、都道府県に対して、速やかに財産処分の手続きを行うなどの措置をとるよう指導

事業の概要

- ✓ 機構は、小規模事業者等の販路開拓、設備投資等の支援を行う**生産性革命事業**の一つとして、生産性向上に資する経営計画を作成し、販路開拓等に取り組む小規模事業者等に対して、**小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）**を交付する事業（**持続化補助事業**）を実施
- ✓ 持続化補助事業は、**一般型のほか**、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等に基づいて補正予算に計上されたコロナ運営費交付金を使用して実施する**コロナ特別対応型（コロナ型）**等に区分
- ✓ 機構は、**コロナ型の持続化補助事業**について、**全国商工会連合会（全国連）**に**持続化補助金の支払業務**を含む事務局業務を**令和5年度末まで委託**
- ✓ 機構は、**コロナ型の持続化補助金を交付するための原資である事業費**を全国連に対して**概算払**できることとされており、2年6月から3年11月にかけて、**計151億円を全国連に概算払**

検査の結果

- ✓ 全国連における実際に要した**事業費の額（実績額）**は3年度末時点において**計145億1773万円**で、小規模事業者等への**コロナ型の持続化補助金の支払は4年3月までに全て終了**
⇒上記の概算払額151億円と実績額145億1773万円との**差額である5億8226万円**については、**4年4月以降、使用見込みのないもの**となっていた
- ✓ しかし、**事業費の精算**については、**5年度末までの委託業務の終了後**に行うとしていたことから、上記の**5億8226万円が全国連において引き続き保有されたまま**となっており、**生産性革命事業におけるコロナ関連の各事業に活用できない状況**となっていた

当局の処置

- ✓ 機構は、**5年5月に**、上記の使用見込みのない事業費について、**全国連から返還させた**

持続化補助事業において概算払された事業費の返還（処置済）

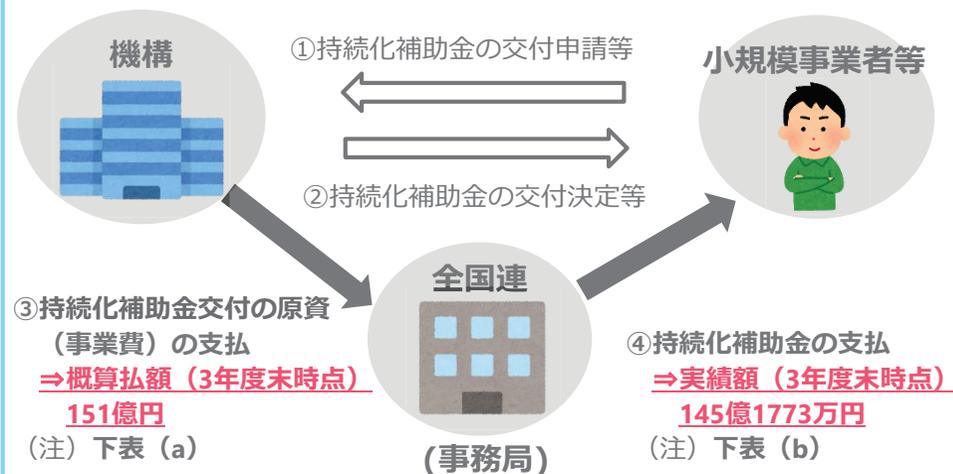
（独）中小企業基盤整備機構

5億8226万円(指摘金額)

持続化補助事業の概要

- 生産性向上に資する経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者等に対して、**持続化補助金を交付する事業**
- 一般型のほか、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等に基づいて補正予算に計上されたコロナ運営費交付金を使用して実施する**コロナ特別対応型（コロナ型）**等に区分
- 機構は、コロナ型の**持続化補助金を交付するための原資である事業費**を事務局である全国連に対して**概算払**できるとされており、令和2年6月から3年11月にかけて、計**151億円**を概算払

持続化補助事業（コロナ型）の流れ



検査の結果

使用見込みのない事業費が返還されていない事態

全国連によるコロナ型の持続化補助金の支払は全て終了しているのに、**5億8226万円**が引き続き保有されたままとなっており、生産性革命事業におけるコロナ関連の各事業に**活用できない状況**

（使用見込みのない事業費が全国連に滞留していた理由）
事業費の精算については、5年度末までの委託業務の終了後に行うとしていた

全国連に対する事業費の概算払額（3年度末時点） (a)	全国連における事業費の実績額（3年度末時点） (b)	4年4月以降使用見込みのない事業費 (a-b)
151億円	145億1773万円	5億8226万円

当局の処置

機構は、**5年5月に**、上記の使用見込みのない事業費について、**全国連から返還させた**

陰圧装置 設置事業 等の概要

- ✓ 厚生労働省は、都道府県が作成した計画に基づいて行う事業を支援するために、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費の3分の2に相当する額等について、医療介護提供体制改革推進交付金を交付
- ✓ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の一環として **介護施設等における簡易陰圧装置の設置**に係る経費を支援する事業（陰圧装置設置事業）を基金事業の対象
- ✓ 都道府県は、基金を取り崩し、直接又は市町村を通じて **介護施設等の事業者**に助成
- ✓ 陰圧装置設置事業の対象事業は、介護施設等において感染拡大のリスクを低減するためにウイルスが漏れないよう、気圧を低くした陰圧室とするため居室等に簡易陰圧装置を据えるとともに **簡易的なダクト工事等を行う事業**
（簡易陰圧装置には必ずしもダクト工事を必要としないものもある）
- ✓ 対象経費は、簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（予備の交換用フィルターの購入費等（**予備部品**の購入費等）は**対象外**）

検査の 結果

- ✓ **必要なダクト工事を行っていないため居室等が陰圧室としての機能を有していなかった**
（30件・交付金相当額計3511万円）
- ✓ 対象経費とはなっていない**予備部品の購入費等を対象経費に含めていた**
 - ①予備部品の購入費等のみの金額が抽出できた事業（171件・交付金相当額計2174万円）
 - ②簡易陰圧装置本体を含め一式計上されていて予備部品の購入費等のみの金額が明示されていない事業（294件・交付金相当額計2億8344万円（背景金額））

当局の 処置

- ✓ **ダクト工事を行うなどして陰圧室としての機能を有するよう求めた**
- ✓ 都道府県に対して、事務連絡を発して、**ダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないこと**について周知
（市町村及び事業者¹に周知するよう都道府県に助言）

介護施設等における陰圧装置設置事業（処置済）

厚生労働本省
5685万円(指摘金額)
2億8344万円(背景金額)

医療介護提供体制改革推進交付金の概要

- 厚生労働省は、都道府県が作成した計画に基づく事業を支援するために、基金造成に対し**医療介護提供体制改革推進交付金**を交付
- 都道府県は、基金を取り崩し、直接又は市町村を通じて**介護施設等の事業者**に助成

陰圧装置設置事業の概要

厚生労働省は、基金事業の管理運営要領を改正し新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の一環として、介護施設等の居室等を陰圧室とするために簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的な**ダクト工事**等を行う**陰圧装置設置事業**を対象にした（ダクト工事は**不要な場合あり**）

検査の結果 1 必要なダクト工事を行っておらず居室等が陰圧室としての機能を有していなかった事態

必要なダクト工事を行っていないため
居室等が陰圧室としての機能を有していなかった
(30件・交付金相当額計3511万円)

(事業者等が誤った理由)
県の事務連絡に「ダクト工事の有無は問わない。」などと記載していたことから、ダクト工事を行わなくても陰圧室としての機能を有するものと誤解



出典：厚生労働省より提供

検査の結果 2 予備部品の購入費等を対象経費に含めていた事態

対象経費とはなっていない予備の交換用フィルターの購入費等（**予備部品の購入費等**）を
対象経費に含めていた

- ①予備部品の購入費等のみの金額が抽出できた事業（171件・交付金相当額計2174万円）
- ②簡易陰圧装置本体を含め一式計上されていて予備部品の購入費等のみの金額が明示されていない事業（294件・交付金相当額計2億8344万円（背景金額））

(事業者等が誤った理由)
管理運営要領の記述が不明瞭なことから、予備部品の購入費等を対象経費として含めてよいものと誤解

当局の処置

- ・**ダクト工事を行う**などして陰圧室としての機能を有するよう求めた
- ・都道府県に対して、事務連絡を発して、**ダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置**する場合は**同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めない**ことについて周知（市町村及び事業者）に周知するよう都道府県に助言）

事業の 概要

- ✓ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる**感染拡大防止や医療提供体制の整備等**について、地域の実情に応じ柔軟かつ機動的に実施できるよう、都道府県による取組支援を目的として、都道府県に対して**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）**を交付（交付率10/10）
- ✓ **交付金の交付対象となる経費**は交付要綱に定める事業区分ごとに算定し、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業等では、整備対象設備等の種類ごとに、**設備1台当たりの補助上限額を設定**
例：新型コロナウイルス感染症対策事業では、**コロナ患者等の移送**に係る経費等が交付対象
⇒**宿泊療養施設等への移送：交付対象**
⇒**入院に係る医療機関への移送：交付対象外**（国による他の負担金の対象となるため（負担割合1/2））
例：新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業では、**簡易陰圧装置**（注）の購入費用等が交付対象（注:ウイルスが室外に漏れないよう室内を陰圧化する装置）

検査の 結果

- ✓ 交付金の**7事業**について、主に以下の事態が見受けられた
- ✓ **交付金の対象とならない費用**である、**コロナ患者等の入院に係る医療機関への移送に要した費用、消耗品費等の費用を含めていたため、交付金が過大に交付されていた**

①新型コロナウイルス感染症対策事業	6件	2億3311万円
②帰国者・接触者外来等設備整備事業	3件	2664万円
③感染症検査機関等設備整備事業	5件	2148万円
④DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	1件	1945万円
- ✓ **整備対象設備等に要した経費に係る交付金の交付額について、設備1台当たりの補助上限額を超えて算定していたため、交付金が過大に交付されていた**

⑤新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	6件	2億0615万円
⑥新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	6件	2788万円
- ✓ 交付金により**簡易陰圧装置を整備したが、病室の陰圧化ができず、補助の目的を達していなかった**

⑦新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	2件	433万円
--	----	-------

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における 過大交付等（不当事項）

厚生労働省

5億3907万円(指摘金額)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における過大交付等の事態等の概要

事業名	主な事態の内容（件数・金額は指摘の合計）
①新型コロナウイルス感染症対策事業	交付金の対象とならない経費を含めていたもの 【次ページ参照】 6件 2億3311万円
②帰国者・接触者外来等設備整備事業	交付金の対象とならない経費を含めていたもの 3件 2664万円
③感染症検査機関等設備整備事業	交付金の対象とならない経費を含めていたもの 5件 2148万円
④DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	交付金の対象とならないもの 1件 1945万円
⑤新型コロナウイルス感染症重点医療 機関等設備整備事業	設備等1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付 されていたもの 【次ページ参照】 6件 2億0615万円
⑥新型コロナウイルス感染症患者等入院 医療機関設備整備事業	設備等1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付 されていたもの 6件 2788万円
⑦新型コロナウイルス感染症を疑う患者 受入れのための救急・周産期・小児 医療体制確保事業	整備した設備が補助の目的を達していなかったもの 2件 433万円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における 過大交付等（不当事項）

厚生労働省

5億3907万円(指摘金額)

①新型コロナウイルス感染症対策事業の概要

厚生労働省は、都道府県等の事業者に対し、コロナ患者等の
入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の
向上を図ることを目的として**交付金**を交付（交付率10/10）

✓ 交付金の交付対象となる経費は、コロナ患者等の**宿泊療養施設等への移送に係る費用等**

入院に係る**医療機関への移送**に係る費用は、国による他の負担金
（負担割合1/2）の対象となっており、本交付金の**交付対象外**



検査の結果

交付金の対象経費とならない、コロナ患者等の入院に係る
医療機関への移送に要した費用等を含めていた

6件 2億3311万円過大

(注) このほか、②～④の帰国者・接触者外来等設備整備事業等3事業
においても交付金の対象とならない経費を含めていたことにより
交付金が過大に交付されていたなど 9件 6759万円

⑤新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業の概要

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等に対し、
高度かつ適切な医療の提供に必要な設備整備を支援し、
医療提供体制を整備することを目的として**交付金**を交付

✓ 整備対象設備は、超音波画像診断装置、血液浄化装置等

整備対象設備の種類毎に、**1台当たりの補助上限額を設定**

(注) 同じ種類の整備対象設備を複数購入した場合、**1台ごとに実支出額と、
1台当たりの補助上限額を比較して少ない方の額を交付額とする**

検査の結果

同じ種類の整備対象設備について、**複数台分の実支出額の合計額と
整備台数×1台当たりの補助上限額**の額を比較したため、1台当たり
の補助上限額を超えて交付額を算定していた

6件 2億0615万円過大

同じ種類の整備対象設備について、**金額が異なる装置A,Bを購入した場合の
経費に係る交付金の交付額の算定例**（**太字**が交付額）

正：装置Aの実支出額 > **補助上限額**、**装置Bの実支出額** < 補助上限額

誤：**装置Aの実支出額 + 装置Bの実支出額** > 補助上限額×2

(注) このほか、⑥新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備
事業においても整備対象設備1台当たりの補助上限額を超えて交付金
が過大に交付されていたなど 6件 2788万円

生活扶助費等負担金等の概要

- ✓ 厚生労働省は、**生活扶助費等負担金等（負担金）**として、事業主体（県市等）が生活保護を受ける世帯に支弁した、**保護に要する費用（保護費）**等の4分の3の額を事業主体に交付
- ✓ 負担金の**交付額**は、事業実績報告書記載の**費用の額**から、被保護者からの**返還金等の調定額**を控除するなどして算定した額
このうち、返還金等の調定額は、事業主体が地方自治法に基づき調定した額
- ✓ **誤払等が発生して、保護費の返納が必要となる場合、**
 - ①その年度中に返納された額は、費用の額に含まれない
 - ②**その年度中に返納されなかった額（戻入未済額）**は、当年度の費用の額に含まれる（事業主体は、**翌年度に調定して、返還金等の調定額として、その年度の費用の額から控除**）

検査の結果

- ✓ 令和元、2両年度に19都府県の**162事業主体**に対して交付された**負担金（計1兆1629億4863万円）**を検査
- ✓ **戻入未済額を翌年度に調定していない、調定しているものの返還金等の調定額として事業実績報告書に計上していない**などのため、**戻入未済額等を返還金等の調定額として費用の額から控除していない**
⇒18都府県の47事業主体において、**負担金が計1億6500万円過大に交付**
- ✓ 主な原因は、①交付要綱等において、戻入未済額に係る翌年度の調定額が返還金等の調定額に含まれることなどについて十分に周知していなかった、
②事業主体において、戻入未済額の事業実績報告書への計上方法についての理解が十分でなかった

要求する処置

- ✓ 負担金を過大に算定していた47事業主体のうち、負担金の返還手続が未済の事業主体に対して、**過大に交付されていた負担金について返還の手続を速やかに行わせること**
- ✓ 事業主体に対して、**戻入未済額に係る翌年度の調定額等が返還金等の調定額に含まれること、戻入未済額に係る調定を適切に行った上で負担金の算定を適正に行う必要があること**について周知すること
- ✓ 負担金の事業実績報告書の審査に当たり、返還金等の調定額を的確に把握するため、戻入未済額等の額を記載させるよう**事業実績報告書の様式を改正**することなど

生活扶助費等負担金等の算定における返還金等の調定額（処置要求）

厚生労働本省

1億6500万円(指摘金額)

生活扶助費等負担金等（負担金）の概要

- 厚生労働省は、事業主体（区市等）が生活保護を受ける世帯に支弁した費用等に対して、負担金を交付
- 負担金の対象事業費は、費用の額から被保護者からの返還金等の調定額を控除するなどして算定した額
このうち、返還金等の調定額は、事業主体が地方自治法に基づき調定した額
- 誤払等が発生して、保護費の返納が必要となる場合
 - 当年度中に返納された額は、当年度の費用の額に含まれない
 - 当年度に返納されなかった額（**戻入未済額**）は、翌年度に調定され、**返還金等の調定額の一部として費用の額から控除**される

誤払等が発生した年度

発生した誤払等のうち返納すべき保護費の額

①当年度に返納された額

（費用の額に含まれない）

②戻入未済額

（費用の額に含まれる）

翌年度

処理が正しくなされれば、戻入未済額は、翌年度の負担金の算定に当たり控除される

② 調定

（返還金等の調定額に含まれ、対象事業費から除かれる）

検査の結果

令和元、2年度に19都府県の162事業主体に対して交付された負担金を検査

18都府県の47事業主体において、戻入未済額を翌年度に調定していない、調定しているものの返還金等の調定額として事業実績報告書に計上していないなどのため、戻入未済額等を返還金等の調定額として費用の額から控除していない

負担金の交付額計**1億6500万円**が**過大**

（戻入未済額を返還金等の調定額として控除していない原因）

- 交付要綱等に返還金等の調定額の範囲が十分に周知されていなかった
- 事業主体の事業実績報告書への計上方法についての理解が十分でなかった

要求する処置

- 過大に算定された負担金の返還手続が未済の事業主体に対して、返還手続を速やかに行わせること
- 事業主体に対して、戻入未済額に係る翌年度の調定額等が返還金等の調定額に含まれること、戻入未済額に係る調定を適切に行った上で負担金の算定を適正に行う必要があることについて周知すること
- 負担金の事業実績報告書の審査に当たり、返還金等の調定額を的確に把握するため、戻入未済額等の額を記載させるよう事業実績報告書の様式を改正することなど

高齢者保健事業に係る補助金等の効果及び診療情報の活用 (意見表示)

厚生労働本省
11億8577万円(指摘金額)
76億0444万円(背景金額)

健康診査等の概要

- ✓ 後期高齢者医療広域連合（広域連合）は、高齢者医療確保法等に基づき、被保険者である後期高齢者に対して、**健康診査**等の高齢者保健事業を行う努力義務あり。厚生労働省は、後期高齢者医療制度事業費**補助金等**により広域連合が行う健康診査に要する経費の一部を補助
- ✓ 健康診査は、疾病予防等を目的として、受診勧奨（医療機関での受診を奨めること）や保健指導の対象者を**抽出**するために行うもの
- ✓ 高齢者保健事業では、**診療情報**(注)を健康診査の結果として**活用**する取扱いとはなっていない
⇒市区町村国保が実施する特定健康診査では、診療情報を特定健康診査の結果として活用することが認められている（注）医療機関で診療の一環として受けた血液検査・尿検査等の検査データ

検査の結果

- <受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていない事態>
- ✓ 令和2年度に交付された22広域連合に係る補助金等（計41億1984万円）を検査
 - ✓ **15広域連合に加入する407市町村**（健康診査の実施人員651,986人）において、健康診査の実施後に、受診勧奨及び保健指導のいずれについても健康診査の結果による**対象者の抽出が行われておらず**、上記実施人員に係る**補助金等11億8577万円の効果が十分に発現していない**
- <診療情報の活用が行われていない事態>
- ✓ 2年度に交付された全47広域連合に係る補助金等（計76億0444万円）を検査
 - ✓ 実施人員4,195,246人のうち、**791,516人（18.9%）**は、前年度である元年度に、医療機関で診療の一環として健康診査と同様の血液検査・尿検査を受けており、さらに、このうち**472,548人（11.3%）**は、2年度中にも同様の検査を受けていた
⇒診療情報の提供への協力依頼を行っていれば、被保険者の同意が前提だが、一定数に係る診療情報の提供が得られ、**補助金等の交付額を一定額節減することが可能**

表示する意見

- ✓ 広域連合に対して、健康診査の目的等を周知徹底し、**受診勧奨及び保健指導の必要性や、これらに関する具体的な内容や実施のための方法を明確に示す**とともに、**健康診査の結果の活用状況を把握した上で**、補助金等の交付に際して確認し指導するなどの**具体的な方策を検討**すること
- ✓ 広域連合が診療情報を活用することができるための**具体的な方策を検討**すること

高齢者保健事業に係る補助金等の効果及び診療情報の活用 (意見表示)

厚生労働本省
11億8577万円(指摘金額)
76億0444万円(背景金額)

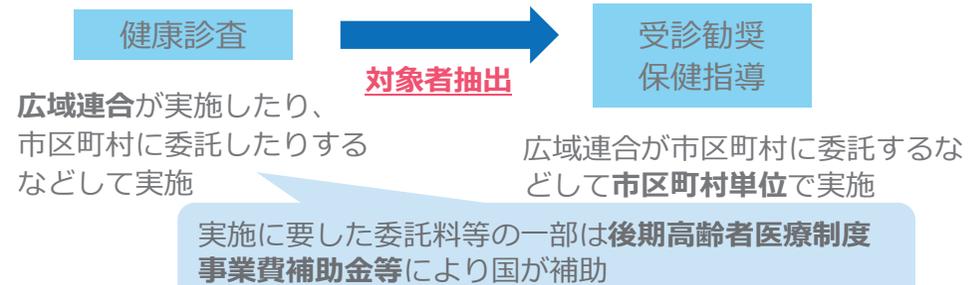
高齢者保健事業の概要

- ・実施主体
後期高齢者医療広域連合
(広域連合。
都道府県単位)
- ・対象
被保険者である後期高齢者
(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満
の者で一定の障害の状態にある者)
- ・事業内容
健康診査、保健指導、その他の後期高齢者の
健康の保持増進のために必要な事業等
(注)事業の実施は努力義務



健康診査の目的及び国による補助

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針」(指針)
健康診査は、疾病予防、重症化予防等を目的として、医療機関での受診が必要な者及び保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う



検査の結果 1 受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていない事態

令和2年度に交付された22広域連合(加入する915市区町村)に係る補助金等(計41億1984万円)を検査したところ・・・

15広域連合に加入する407市町村において、受診勧奨・保健指導のいずれも対象者の抽出が不実施

407市町村に住所を有する後期高齢者651,986人に対して実施された健康診査は指針で定める目的のために行われたものとはなっていない

健康診査に係る補助金等11億8577万円の効果が十分に発現していない

表示する意見 広域連合に対して、健康診査の目的等を周知徹底し、受診勧奨及び保健指導の必要性や、これらに関する具体的な内容や実施のための方法等を明確に示すとともに、健康診査の結果の活用状況を把握した上で、補助金等の交付に際して確認し指導するなどの具体的な方策を検討すること

高齢者保健事業に係る補助金等の効果及び診療情報の活用 (意見表示)

厚生労働本省
11億8577万円(指摘金額)
76億0444万円(背景金額)

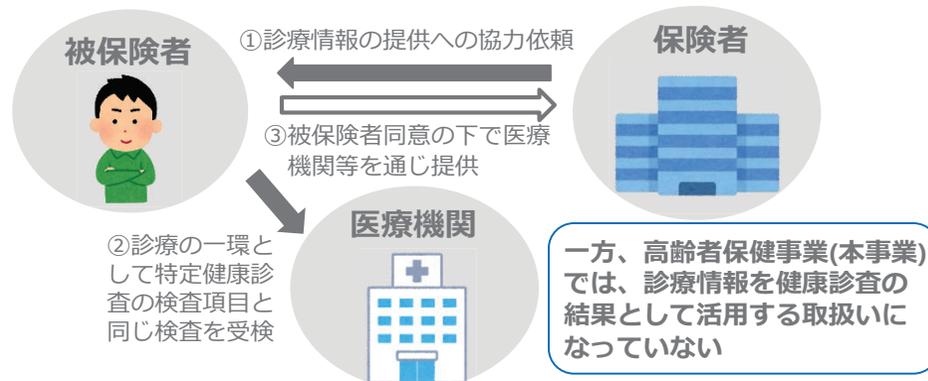
検査の結果2 診療情報の活用が行われていない事態

健康診査の実施内容 (基本項目)

診察	① 既往歴等の調査		血液検査 (7項目)	AST (GOT)	⑨ 尿検査 (2項目)	尿糖	
	② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査			ALT (GPT)		尿たん白	
	計測	③ 身長と体重の検査		γ-GT (γ-GTP)	⑦ 血中 脂質検査	中性脂肪	
		④ BMIの測定		HDL-コレステロール			
		⑤ 血圧の測定		LDL-コレステロール			
⑧ 血糖検査		空腹時血糖 (HbA1c)					



特定健康診査(市区町村国保が実施)に係る診療情報の活用の取組例



- 後期高齢者の多くは、生活習慣病の治療のために医療機関で診療を受けていると考えられる
- 健康診査の実施内容(基本項目)は、腹囲の検査を除き特定健康診査の健診項目と同一



⇒特定健康診査の場合と同様に、診療情報の活用の余地があると思料

2年度に交付された全47広域連合に係る補助金等(計76億0444万円)の対象となっている健康診査の全受診者について、診療情報と健康診査の情報を突合した結果

① 2年度の健康診査に係る補助金等の対象者	② ①のうち元年度に同じ検査項目(注)の検査を受けていた人数	③ ②のうち2年度も同じ検査項目(注)の検査を受けていた人数
4,195,246人	791,516人 (①の18.9%)	472,548人 (②の59.7%) (①の11.3%)

③の多くは生活習慣病治療者であり、通院の継続が想定。診療情報の提供を受けることで、健康診査を受診しないこととなる被保険者に係る補助金等の交付額を一定額削減して高齢者保健事業を経済的に実施可能

(注) 基本項目のうち血液検査と尿検査の全ての項目

表示する意見 広域連合が診療情報を活用することができるための具体的な方策を検討すること

高速道路の橋脚補強の整備手法（意見表示）

東日本高速道路（株）・中日本高速道路（株）・
西日本高速道路（株）・本州四国連絡高速道路（株）
602億8839万円・476億2886万円・
2824億3449万円・226億3957万円(背景金額)

高速道路の橋脚補強の概要

- ✓ 4会社は、平成8年の「道路橋示方書・同解説」より前の示方書を適用して設計等し既に供用している橋りょうについて、耐震補強工事を実施し、地震時に橋りょうの損傷を軽微にとどめて速やかに機能回復を図り、緊急輸送道路として機能させるための性能（機能回復性能）を確保するとしている
- ✓ 4会社が管理する17,605橋については、落橋・倒壊防止対策は完了している一方、機能回復性能の確保に至っていない橋りょうが28年熊本地震発生時点で計4,454橋
 - 地震時に生じた橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能（地震時のミッシングリンク）となり、緊急輸送道路としての高速道路ネットワークが機能しないおそれ
- ✓ 4会社は、国土交通省が示した方針を受けて、「高速道路における安全・安心実施計画」を策定
 - 大規模地震の発生確率が高い地域は令和3年度、その他整備地域は8年度を橋脚補強の完了目標年度とするなどとしている

検査の結果

- ✓ 機能回復性能の確保に至っていない橋りょう計4,454橋、平成28年度から令和4年度までに4会社が締結した橋脚の耐震補強工事（橋脚補強）等に係る契約計403件（契約金額計1兆2623億0375万余円）を対象に検査
- ✓ 4,454橋のうち令和4年度末時点で橋脚補強の工事契約締結に至らない橋りょう3,059橋
 - 地震時のミッシングリンクが生ずるおそれ（高速道路本線67路線381区間）
- ✓ 4,454橋のうち並行する上下線を分離した橋脚がそれぞれ支える構造の分離橋りょう1,873橋このうち橋脚補強を実施済の528橋全てで、並行する上下線の2橋の橋脚補強を同時に実施していて、暫定的に上下線のいずれか一方の分離橋りょうの橋脚補強を実施する整備手法を用いていなかった
 - 分離橋りょう1,345橋（工事契約未締結）の橋脚補強に当たっては、暫定的に上下線のいずれか一方の橋りょうの橋脚補強を実施する整備手法を用いることにより、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等を早期に解消できる
- ✓ 4,454橋のうち段階的整備により4車線化した区間の橋りょう89橋（本四会社を除く）
 - 4車線化に伴い機能回復性能が確保された橋りょうが並行して設置されていて、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれはないにもかかわらず、橋脚補強を実施していた

表示する意見

- ✓ 現地の条件等を踏まえた橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行い、今後の整備手法の方針等を決定し各支社等に対して通知するなどの措置を講ずること

高速道路の橋脚補強の整備手法（意見表示）

東日本高速道路（株）・中日本高速道路（株）・
西日本高速道路（株）・本州四国連絡高速道路（株）
602億8839万円・476億2886万円・
2824億3449万円・226億3957万円(背景金額)

高速道路の橋脚補強の概要

- ・4会社は、平成8年の「道路橋示方書・同解説」より前の示方書を適用して設計等し既に供用している橋りょうについて、耐震補強工事を実施し、地震時に橋りょうの損傷を軽微にとどめて速やかに機能回復を図り、緊急輸送道路として機能させるための性能（機能回復性能）を確保するとしている
- ・4会社が管理する17,605橋については、落橋・倒壊防止対策は完了している一方、機能回復性能を確保するには至っていない橋りょうが28年熊本地震発生時点で計4,454橋
 - 地震時に生じた橋脚の損傷に起因し上下線共に通行不能（地震時のミッシングリンク）、緊急輸送道路としての高速道路ネットワークが機能しないおそれ

検査の結果

○橋脚の耐震補強工事（橋脚補強）の工事契約

4,454橋のうち3,059橋が工事契約未締結
(令和4年度末時点)

地震時のミッシングリンクが生ずるおそれ
(高速道路本線67路線381区間)



(出典)
東日本高速道路
(株) HP

分離橋りょう
(橋脚補強前)

○並行する上下線を分離した橋脚がそれぞれ支える構造の分離橋りょうの橋脚補強

分離橋りょう 1,873橋 (4,454橋中)	工事完了 又は工事中	528橋
	工事契約 未締結	1,345橋

528橋全てで、暫定的に上下線いずれか一方の分離橋りょうの橋脚補強を実施する整備手法を用いていなかった

(参考) 過去早期のネットワーク構築のため4車線のうち2車線を暫定的に整備し段階的に供用を開始する整備手法を用いてきた経緯

1,345橋の橋脚補強に当たっては、暫定的に上下線のいずれか一方の橋りょうの橋脚補強を実施する整備手法により、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等を早期に解消できる

○段階的整備により4車線化した区間で実施した橋脚補強

4,454橋のうち89橋（本四会社を除く）

4車線化に伴い機能回復性能が確保された橋りょうが並行して設置されていて、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれはないにもかかわらず橋脚補強を実施していた

表示する意見

現地の条件等を踏まえた橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行い、今後の整備手法の方針等を決定し各支社等に対して通知するなどの措置を講ずること

高度無線環境整備推進事業の概要

- ✓ 総務省は、無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、**無線局の開設に必要な設備（伝送用専用線設備）を整備することを目的とする高度無線環境整備推進事業**に補助金を交付
- ✓ 補助事業者は、整備終了後、速やかに無線局が開設されるように留意。また、総務大臣に提出した光ファイバ整備計画及び無線局開設計画において設定した**目標**（例：Wi-Fiの設置世帯数）の**達成状況等について事後評価を行い公表**

検査の結果

- ✓ 令和元年度から3年度に実施された31補助事業者の63事業（補助金72億9457万円）を検査
- ✓ 63事業のうち**11事業の事後評価**の内容をみると、目標値の達成状況の評価は行われていたものの、整備された伝送用専用線設備の利用状況について**評価が行われることとなっておらず**、総務省において**設備が十分に活用されているか把握できない状況**
- ✓ 63事業のうち**31事業**（補助対象事業費82億7868万円、補助金34億3066万円）は、**整備された伝送用専用線設備の利用率（注）が50%未満で十分に活用されていない状況**
（注：整備された伝送用専用線設備により提供できるインターネットサービス等の回線数に対する利用回線数の割合）
達成率（注）を把握できた46事業のうち15事業については、目標値を達成しながらも利用率が50%未満
（注：目標値として設定した無線局の数に対する実績値の割合）
⇒整備された**伝送用専用線設備そのものの利用状況の評価**を行うことも必要
⇒伝送用専用線設備を**更に活用する方策を十分に検討するなどしていなかった**

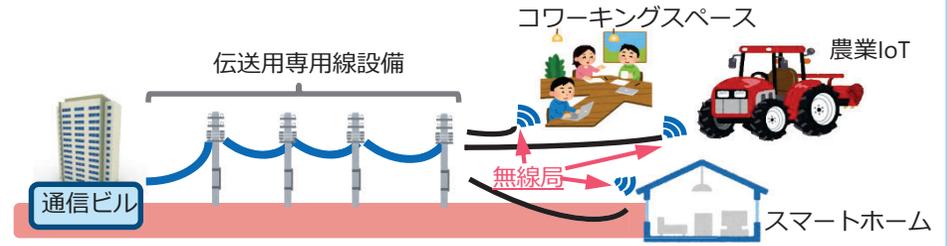
表示する意見

- ✓ 伝送用専用線設備について、**利用状況の評価を行う方法について検討**した上で、その評価によって**十分に活用されているか把握できるようにすること**
- ✓ **十分に活用されていない伝送用専用線設備について、必要に応じて補助事業者**に助言等を行うことができるように、**更に活用する方策を検討すること**

高度無線環境整備推進事業の概要

- ・ 総務省は、無線通信の利用が困難な地域において無線局（家庭内Wi-Fi等）の開設に必要な**伝送用専用線設備の整備**を目的とする高度無線環境整備推進事業に補助金を交付
- ・ 補助事業者は、事業終了後、設定した**目標（無線局数）の達成状況等について事後評価**を行う

高度無線環境整備推進事業のイメージ



検査の結果

令和元年度から3年度に実施された14道県管内の63事業を検査

事後評価の状況

63事業のうち11事業の事後評価の内容をみると、整備された**設備そのもの**の利用状況の評価が行われるものとなっていない

総務省において、**設備が十分に活用されているか把握できない状況**

整備された設備の利用状況

63事業のうち約半数の**31事業は回線の利用率50%未満**で設備が十分に活用されず

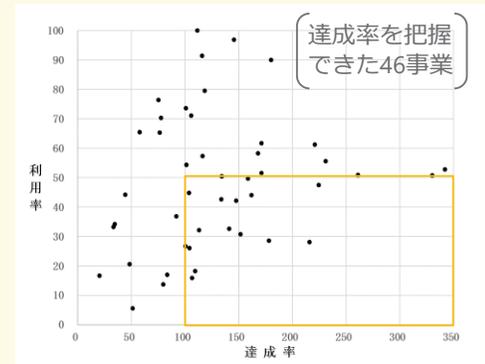
総務省は、**設備を更に活用する方策を十分に検討せず**

目標値の達成状況（達成率）と利用率の関係

46事業のうち**目標達成だが利用率50%未満が15事業**

整備された**設備そのもの**の利用状況の評価も必要

＜達成率と利用率の関係図＞



達成率 = 実績値 / 目標値 × 100

利用率 = 利用回線数 / 提供できる回線数 × 100

表示する意見

- ・ 整備された伝送用専用線設備について、**利用状況の評価を行う方法について検討した上で、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにすること**
- ・ **十分に活用されていない伝送用専用線設備について、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討すること**

検査の背景

- ✓ 原油価格の高騰がコロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐために、燃料油の卸売価格を抑制するための手当てを行い、**小売価格の急騰を抑制**することにより、**消費者の負担を低減**することを目的として事業を実施
- ✓ 資源エネルギー庁は、基金の造成・管理・運用等を行う基金設置法人に対して、補助金を交付し**基金を造成**基金設置法人は、燃料油の卸売事業者の販売量に応じて補助金（**基金補助金**）を交付（審査等の業務は**事務局に委託**）
- ✓ 数次にわたり基金補助金の交付対象期間が延長されるとともに、支給単価の上限が変更されるなどしており、多額の予算が計上（令和3~4年度の予算額は**計6兆2133億円**）

検査の状況

1. 歳出予算現額のうち**3兆0222億円**を令和4年度から5年度に**繰り越し**（基金設置法人である全国石油協会が多額の基金を預金できる金融機関を確保できなかった）
2. 卸売事業者が国内調達した燃料油の価格には基金補助金分が織り込まれており、その燃料油の販売に基金補助金を交付すると同一の燃料油に二重に基金補助金が交付されることになるため、補助対象数量の算定に当たり国内調達量を控除する必要週ごとの国内販売量から国内調達量を控除して補助対象数量を求める方式では補助対象数量がマイナス値となる場合があるが卸売事業者2者でマイナス値となった補助対象数量に係る基金補助金（3億6611万円）を他の燃料油の基金補助金と相殺せず、**同一の燃料油に二重に基金補助金を交付**
3. 事務局である株式会社博報堂が再委託により62億円（上限額）で実施していた**価格モニタリング業務**（全国2万か所以上のサービスステーション（SS）に対して毎週、電話や現地視察による価格調査を行う業務）の調査結果は、小売価格の上昇が適切に抑制されていたかなどの分析に用いられておらず、**電話調査及び現地調査がどのように小売価格の抑制に寄与しているのか不明**
4. ガソリン販売実績量等を基に推計した**価格抑制額（1兆2671億円）は基金補助金の交付額（1兆2773億円）を101億円下回っており**、事業前後の**小売価格と卸売価格の価格差**を分析したところ分析対象SSの半数以上で**事業開始後に価格差が拡大**また、資源エネルギー庁が行政事業レビューシート等で設定していた成果目標は、**達成すべき目標として適切とはいえない**

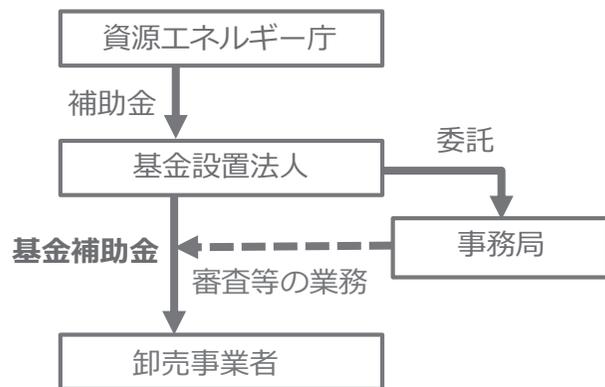
所見

- ✓ 今後の概算払及び精算において、国内向け全販売量が国内調達量を下回る場合の基金補助金の交付が適切なものとなるよう、**同一の燃料油に対して二重に基金補助金が交付されている事態を解消**させるとともに、同様の事態の再発防止を図るために、**卸売事業者等に対して適切な指導等**を行うこと（検査の状況2）
- ✓ 電話調査及び現地調査については、燃料油価格激変緩和対策事業を継続して実施する場合や 今後同種の事業を実施する場合には、事業実施期間中においても、**随時、電話調査及び現地調査の必要性も含めて、その実施内容や実施方法、報告内容等について十分に検討**すること（検査の状況3）

検査の背景 燃料油価格激変緩和対策事業の概要

(事業の目的) 燃料油の卸売価格の抑制のための手当てを行うことで、**小売価格の急騰を抑制**することにより、**消費者の負担を低減**
 (事業の内容) 資源エネルギー庁は基金設置法人に補助金を交付して**基金を造成**
 基金設置法人は、燃料油の卸売事業者の販売量に応じて補助金（**基金補助金**）を交付（審査等の業務は**事務局に委託**）
 (事業の特徴) 数次にわたり基金補助金の交付対象期間が延長されるとともに支給単価の上限が変更されるなどしており、**多額の予算が計上**

事業の流れ

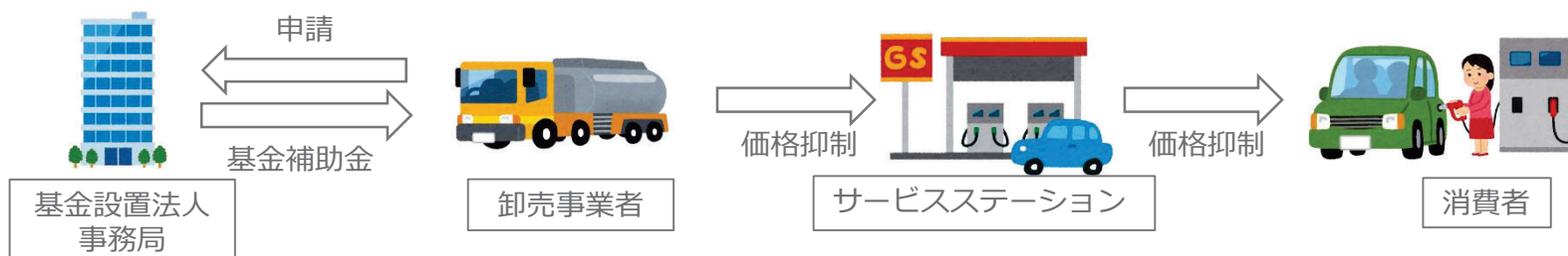


事業の変遷

事業名	コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業	コロナ感染症及び国際情勢の緊迫化に伴う燃料油価格激変緩和対策事業	燃料油価格激変緩和対策事業		
			9月末まで	12月末まで	5年9月末まで
基金補助金の交付対象期間	令和4年3月末まで	4月末まで			
支給単価の上限	5円/L	25円/L	35円/L		段階的に引下げ
予算措置	893億円	3579億円	1兆4429億円	1兆2959億円	3兆0271億円

価格抑制の仕組み

基金補助金が交付された石油精製業者や石油輸入業者（**卸売事業者**）が**卸売価格**を抑制することで、**サービスステーション（SS）**が消費者に販売する際の価格（**小売価格**）の急騰を抑制



検査の状況1 燃料油価格激変緩和対策事業の予算の執行状況

歳出予算現額のうち**3兆0222億円**を令和4年度から5年度に**繰り越し**（基金設置法人である全国石油協会が多額の基金を預金できる金融機関を確保できなかった）

	歳出予算現額 (A)	支出済歳出額 (B)	翌年度繰越額 (C)
令和3～4年度計	6兆2133億円	3兆1910億円	3兆0222億円

検査の状況2 基金補助金の交付額の算定方法等

補助金の交付額の算定方法

- 卸売事業者への補助金の交付額は、**補助対象数量（燃料油の販売量）**に支給単価を乗ずるなどして算定（販売した時点で一回に限り交付）
- 補助対象数量は、資源エネルギー庁が設定した三つの算定式から、卸売事業者が取引の実情に合ったものを選択（変更は不可）
- 他の卸売事業者からの仕入量（**国内調達量**）には、既に基金補助金分が織り込まれていることから、補助対象数量を算定する際に**控除**

補助対象数量の根拠となる書類を確認したところ、**卸売事業者2者**において、同一の燃料油に対して**二重に基金補助金（3億6611万円）が交付**されていた

$$\boxed{\text{③補助対象数量}} = \boxed{\text{①ある週の国内向け全販売量※}} - \boxed{\text{②ある週の国内調達量※}}$$

※ 補助対象外数量を除く ※ 既に基金補助金分が織り込まれている

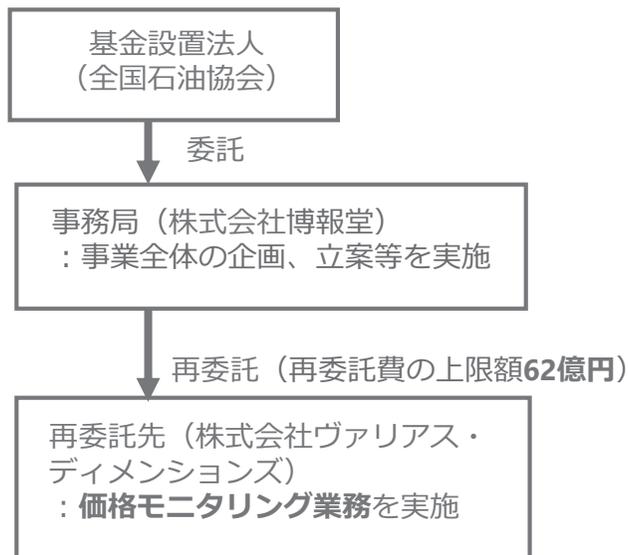
例：左の算定式を選んでいる事業者において、ある週に国内から調達したガソリン（②）の販売が、同じ週内で完了しなかった場合

↓
補助対象数量（③）がマイナス値となる（①<②）ことがあるが、そのマイナス値に支給単価を乗じて得た額を**他の燃料油（灯油、軽油等）や他の週の補助金交付額と相殺しないと、仕入れ時に基金補助金分が織り込まれた燃料油に二重に基金補助金が交付される**

所見 今後、国内向け全販売量が国内調達量を下回る場合の基金補助金の交付が適切なものとなるよう、**同一の燃料油に対して二重に基金補助金が交付されている事態を解消**させるとともに、同様の事態の再発防止を図るために、**卸売事業者等に対して適切な指導等を行うこと**

検査の状況3 事務局における委託業務の状況等

価格モニタリング業務の実施体制



調査結果の活用状況

- ・ 電話調査や現地調査の結果は**非公表**
- ・ 報告を受けた資源エネルギー庁は、**小売価格の上昇が適切に抑制されていたか**などについて電話調査及び現地調査の結果に基づく分析をせず

電話調査及び現地調査の実施がどのように小売価格の抑制に寄与しているのか不明

基金補助金の支給単価の決定

資源エネルギー庁は支給単価を決定する際には、同庁が本事業の実施前から毎週行っている**約2千か所のSSを対象とした「石油製品小売市況調査」（本庁調査）**の結果を使用しており、電話調査や現地調査の結果は使用せず

本庁調査との比較

- ・ 電話調査、現地調査の結果は本庁調査の結果を常に下回る状況となっていたが、**価格の推移は、いずれの調査も同様の傾向**
- ・ 各調査間の相関係数は0.98から0.99までの間となっていて、**強い正の相関関係**

単に全国の小売価格の推移を把握するのであれば、本庁調査の結果を活用することにより十分対応可能

価格モニタリング業務の概要

小売価格の推移をモニタリングすることにより**価格抑制の実効性を確保**するため、**全国2万か所以上のSS**に対して毎週、電話や現地視察による価格調査を実施

所見 燃料油価格激変緩和対策事業を継続して実施する場合や、今後同種の事業を実施する場合には、事業実施期間中においても、**随時、電話調査及び現地調査の必要性も含めて、その実施内容や実施方法、報告内容等について十分に検討すること**

検査の状況 4 基金補助金の交付による価格抑制効果等

価格抑制効果の推計

財務省は令和4年度予算執行調査で、5か月間のガソリン販売実績量等を基に価格抑制効果を推計し、実際の抑制額は基金補助金の交付額を**110億円**下回る（ガソリン分）という結果を公表



予算執行調査と同様の方法で14か月間の実際の抑制額を推計したところ、**実際の抑制額（1兆2671億円）は基金補助金の交付額（1兆2773億円）を101億円下回る**（ガソリン分）



基金補助金の支給単価に相当する額が小売価格に反映されていない可能性があるため、事業開始前後の小売価格と卸売価格の動きを把握できる**700SS**について、レギュラーガソリンの**小売価格と卸売価格の価格差**を分析

事業開始前の価格差は平均して**17.8円/L**であるのに対して、事業開始後の価格差は平均して**19.4円/L**となっており、価格差は**平均して1.6円/L拡大**
内訳：**486SSでは価格差が拡大**、112SSでは価格差が縮小、102SSは変化なし

※ レギュラーガソリンの小売価格は、原油コスト、税金、精製費、備蓄費、販売管理費等で構成されており、そのほとんどが変動する要素であることから、どの要素が小売価格に影響を与えているかを明確に示すことは困難

成果目標の設定

資源エネルギー庁は、燃料油価格激変緩和対策事業の行政事業レビューシート及び基金シートにおいて、定量的な成果目標を「制度発動期間中にガソリンの全国平均価格が予測価格よりも低くなる週の割合を100%にする」と設定し、成果目標を達成した旨を記載



燃料油価格激変緩和対策事業は、予測価格を基に支給単価を決定して**基準価格を目指す**事業であり、全国平均小売価格が予測価格よりも低くなればその目的が達成されるというものではなく、**達成すべき目標として適切とはいえない**

水活交付金事業の概要

- ✓ 水田活用の直接支払交付金（水活交付金）は、主食用米を作付けしない水田において、麦、大豆等の戦略作物等（対象作物）を生産する農業者（交付対象農業者）に対して交付 [交付額 = 交付単価 × 交付対象水田の面積]
- ✓ 水稻の作付けを行うことが困難な農地は交付対象水田から除く
- ✓ 対象作物については、十分な収量が得られるように生産することが原則
- ✓ 適切な作付け、肥培管理、収穫等（適切な生産）が実施されていない可能性が高いと判断する場合には、収量確認を行い、収量が相当程度低い場合には交付対象としない（収量低下理由書で合理的な理由が確認できれば交付可能）
- ✓ 合理的な理由が確認された場合でも、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがあるときには、地方農政局長等は、当該交付対象農業者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導を文書により行う

検査の結果

- ✓ 園芸施設があり、**実質的に水稻の作付けを行うことは困難**であると考えられる水田に交付（延べ1,547交付対象農業者、交付額計7035万円）
- ✓ 対象作物の**生産実績や収量を把握しないまま**交付等（延べ10,747交付対象農業者、交付額計100億9743万円）
- ✓ **実際の収量に基づいた定量的な方法**により収量確認を行っておらず、収量が相当程度低くなっていたが、適切な生産が行われているとして交付（延べ3,177交付対象農業者、交付額計40億0504万円）
- ✓ 収量低下に係る要因が合理的な理由によるものであるのか疑義のある内容を含む収量低下理由書が見受けられるなどしており、収量低下理由書の確認や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能しておらず、対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況（交付額計27億7984万円）

要求する処置等

- ✓ 交付対象水田の範囲について、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように**基準**を定めること
- ✓ 実績報告書の確認書類については、収量が記載されている書類等を提出し又は保管させるなどして**収量を把握**できるようにすること など
- ✓ 飼料作物、WCS用稲（実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料）等の対象作物について、申請書類の取りまとめを行う地域農業再生協議会において、**実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行うことができるように**すること
- ✓ **収量低下理由書の確認方法**や地方農政局長等による**改善指導を実施する場合の基準**等を具体的に定めてこれらの仕組みが十分に機能するようにすることや現行制度の運用の見直しを検討することにより、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること

水田活用の直接支払交付金事業の実施（意見表示・処置要求）

農林水産本省
134億5200万円 (指摘金額)
27億7984万円(背景金額)

水活交付金の概要

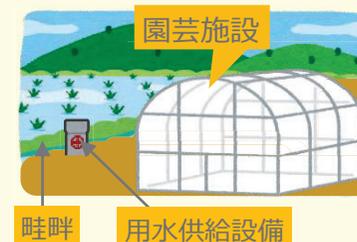
- ・ 交付額 = 交付単価 × 交付対象水田の面積（水稻の作付けを行うことが困難な農地は交付対象水田から除く）
- ・ 対象作物については、十分な収量が得られるように生産することが原則
- ・ 適切な作付け、肥培管理、収穫等（適切な生産）が実施されていない可能性が高いと判断する場合には、収量確認を行い、収量が相当程度低い場合には交付対象としない（収量低下理由書で合理的な理由が確認できれば交付可能）
- ・ 合理的な理由が確認された場合でも、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがあるときには、地方農政局長等は、当該交付対象農業者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導を文書により行う

検査の結果1 実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地に対して水活交付金が交付されている事態

国庫補助金等により設置等された園芸施設は一定期間処分が制限

実施要綱には他の国庫補助金等により園芸施設が設置等されている場合に係る判断基準が定められていない

延べ1,547交付対象農業者、交付額計7035万円について、
⇒ 処分が制限される園芸施設がある農地は、**実質的に水稻の作付けを行うことは困難**であるのに交付



要求する処置

交付対象水田の範囲について、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように**基準**を定めること

検査の結果2 対象作物に係る実績報告書の確認等が適切に実施されていない事態

実施要綱では、実績報告書の確認書類として、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し及び販売伝票の写し等を申請書類の取りまとめを行う地域農業再生協議会（協議会）に提出することになっている

実施要綱には、
・ 実績報告書の**確認書類の記載内容**について、定められていない
・ 飼料作物等を**自家利用する場合の確認書類**について、定められていない

延べ10,747交付対象農業者、交付額計100億9743万円について、
⇒ 対象作物の生産実績や収量を把握しないまま交付
・ 確認書類の内容が**収量を把握**できるものになっていない
・ 自家利用した場合に確認書類を提出していない など
⇒ 収量の妥当性について十分な確認を行わないまま交付
・ 自家利用した場合の実績報告書の確認書類に記載された収量が実際の収量に基づいているのか疑義

要求する処置

実績報告書の確認書類については、収量が記載されている書類等を提出し又は保管させるなどして**収量を把握**できるようにすること など

水田活用の直接支払交付金事業の実施（意見表示・処置要求）

農林水産本省
134億5200万円 (指摘金額)
27億7984万円(背景金額)

検査の結果3 収量確認が適切に実施されていない事態

対象作物が飼料作物、WCS用稲等の場合は、必ずしも**実際の収量**に基づいた**定量的な方法**により収量確認を行うことにはなっていない



実際の収量に基づいた**定量的な方法**により収量確認

⇒ 延べ3,177交付対象農業者、交付額計40億0504万円について、単収が近傍ほ場の平均単収の2分の1未満となっているなど、収量が相当程度低くなっていたのに、適切な生産が行われているとして交付

要求する処置

飼料作物、WCS用稲等の対象作物について、協議会において、**実際の収量**に基づいた**定量的な収量確認**を行うことができるようにすること

検査の結果4 収量低下理由書の確認や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能しておらず、対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況となっている事態

収量低下理由書を提出すれば、そのほとんどが**合理的な理由**がある（3,130件に占める割合99.8%）として水活交付金が交付されている状況



・収量低下理由書に記載された収量低下に係る要因を確認
⇒ 955件について、自然災害などの不可抗力な要因（**合理的な理由**）か疑義のある内容を含むものとなっていたのに交付金を交付

（例）農業共済に加入しているのに申請を行っていない
適期の作業や必要な防除がなされていない など

⇒ 収量増加に向けた改善が図られにくい状況

交付額計27億7984万円

表示する意見

収量低下理由書の**確認方法**や地方農政局長等による**改善指導を実施する場合の基準**等を具体的に定めてこれらの仕組みが十分に機能するようにすることや、現行制度の運用の見直しを検討することにより、交付対象農業者において対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること

改善指導を実施する基準とされている「翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがある場合」について、具体的な基準は定められていない



改善指導の実施状況を確認

⇒ 同一の対象作物で6年連続して収量低下理由書を提出等、延べ730交付対象農業者について、翌年産においても収量が相当程度低くなるおそれがある状況となっていたのに実施されず

⇒ 収量増加に向けた改善が図られにくい状況

検査の背景

- ✓ 農林水産省は、食料の安定供給について、生産の増大、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることで確保されるよう、食料・農業・農村基本法（**基本法**）等に基づき各種施策等を実施
- ✓ 基本法に基づき策定される食料・農業・農村基本計画（**基本計画**）では、**食料自給率の目標**を定めるとされ、令和2年策定の基本計画では、12年度を目標年度として、供給熱量ベースの総合食料自給率の目標が45%（4年度実績38%）
- ✓ 近年の気候変動等による世界的な食料生産の不安定化、ウクライナ情勢の緊迫化等に伴う輸入食品原材料等の価格高騰等を背景に、政府は、食料安全保障の強化を国家の喫緊かつ最重要課題として、**基本法の改正に向けた検証・検討**を進めている

検査の状況

1. 食料の安定供給に向けた取組に係る事業の執行額（平成29年度～令和4年度）は、計554事業**16兆4654億円**
生産の増大・輸入・備蓄の取組別にみると、大部分が**生産の増大に係る取組**の執行額（12兆8609億円。執行額全体に占める割合78.1%）
2. 食料の安定供給に向けた取組の実施状況についてみると、生産の増大に係る取組は519事業、輸入に係る取組は7事業等
小麦の輸入について、ウクライナ情勢の影響を緩和するための**緊急措置**(注)による**減収額**を試算すると、**309億円**
(注)4年10月期の小麦の政府売渡価格について、急騰した前期の買付価格を基に算定せず、前期の価格を据え置く措置
3. ①総供給熱量に占める割合が大きい米等の11品目について、総合食料自給率への寄与度を試算したところ、小麦及び大豆以外の品目は、生産量の増加による総合食料自給率の**上昇への寄与度が小さい**又は生産量の減少により**低下要因**
②生産の増大に係る取組について、大豆及び飼料作物は、その効果の発現に一定の制約があると思料
また、同取組を基本計画どおりに継続して目標を達成しても、小麦及び大豆の**海外依存度が高いこと**に**変わりはない**状況
③総合食料自給率の目標の前提として基本計画等に示された指標の中には、目標年度において目標が未達成のもの、目標と対比可能な実績が未把握のものなどが見受けられたが、農林水産省は、**進捗状況は検証していたものの、目標年度における目標の達成状況を確認し、未達成の場合の要因分析をするなどの検証は行っていなかった** 等

所見

- ✓ 今後、農林水産省において、食料の安定供給に向けた取組について、効率的、効果的な施策の実施に資するよう基本計画等に示された指標に係る**目標の達成状況等の検証を適時適切に行う**ことの重要性に留意して、引き続き、生産の増大、輸入及び備蓄の適切な組合せにより食料の安定供給が図られるよう努めること

検査の背景 食料の安定供給の概要等

- 農林水産省は、食料の安定供給について、生産の増大、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることで確保されるよう、食料・農業・農村基本法（**基本法**）等に基づき各種施策等を実施
- 基本法に基づき策定される「食料・農業・農村基本計画」（**基本計画**）では、**食料自給率の目標**等を定める。基本計画は、平成12年以降、5年ごと（平成12年、17年、22年、27年及び令和2年）に策定

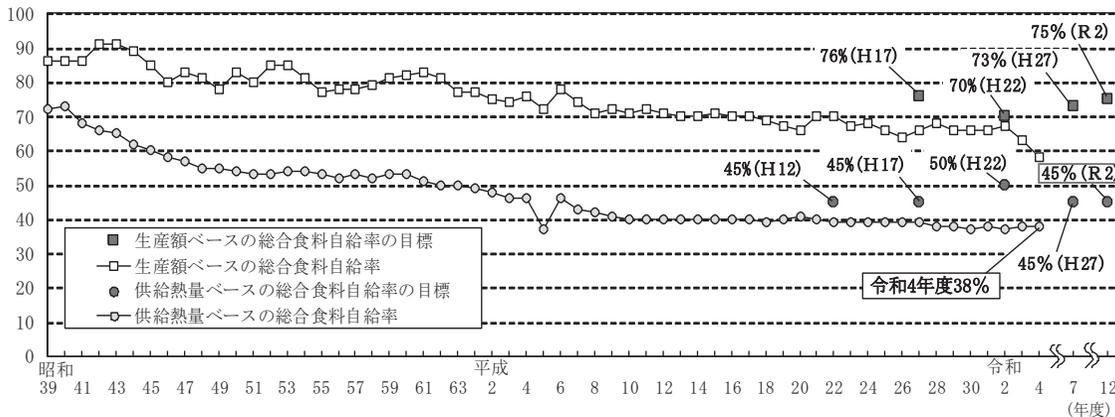
食料自給率の種類	概要
総合食料自給率	食料全体について共通の尺度で単位を揃えることにより計算して 国内の食料供給に対する国内生産の割合 を示す指標
供給熱量ベース	国民に供給される熱量（総供給熱量）に対する国内生産の割合を示す指標 $\text{供給熱量ベースの総合食料自給率} = \frac{1人1日当たり国産供給熱量}{1人1日当たり総供給熱量}$

（注）食料自給率の示し方には、上記以外に品目別自給率（4ページ参照）や生産額ベースの総合食料自給率がある。

食料の供給の実態がより反映されるという特徴を有し、食料安全保障の状況を評価する観点からはその実態を測るのに適しているとされる

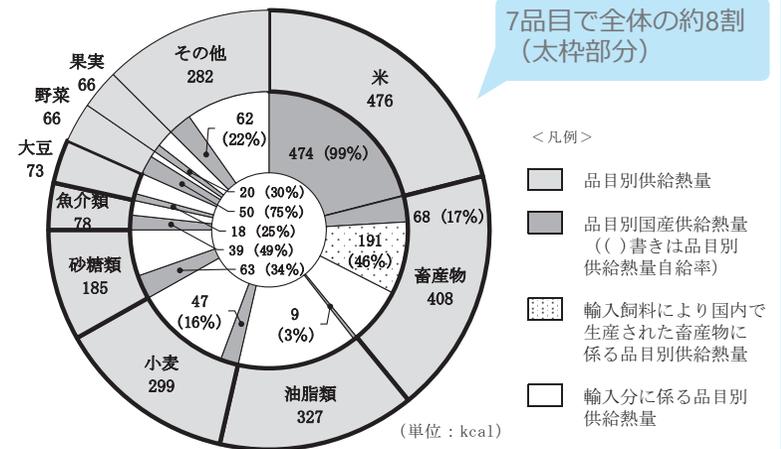
総合食料自給率の目標及び我が国の総合食料自給率の推移

供給熱量ベース：12年度の目標**45%**（令和2年基本計画）、4年度の実績：**38%**



1人1日当たり国産供給熱量850kcal / 1人1日当たり総供給熱量**2,260kcal**

上記2,260kcalを品目別にみると・・・



近年の気候変動等による世界的な食料生産の不安定化、ウクライナ情勢の緊迫化等に伴う輸入食品原材料等の価格高騰等を背景に、政府は、食料安全保障の強化を国家の喫緊かつ最重要課題として、**基本法の改正に向けた検・検討**を進めている

検査の状況 1 食料の安定供給に向けた取組に係る執行額等（平成29年度～令和4年度）

食料の安定供給に向けた取組に係る事業の執行額は、毎年度2兆円以上が支出されており、554事業で計**16兆4654億円** これを取組別にみると、下表のとおり、大部分が**生産の増大に係る取組**

（単位：億円）

区分	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	計	割合
生産の増大	1兆9000	1兆8435	2兆0436	2兆3586	2兆3864	2兆3287	12兆8609	78.1%
輸入	2806	2873	2634	2572	3359	4368	1兆8614	11.3%
備蓄	553	427	604	710	610	532	3439	2.0%
その他	2178	2247	2358	2636	2489	2080	1兆3990	8.4%
計	2兆4539	2兆3983	2兆6033	2兆9505	3兆0323	3兆0269	16兆4654	100.0%

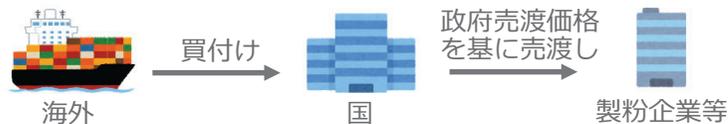
（注）「その他」は、「生産の増大」「輸入」又は「備蓄」のいずれにも区分できないもの

このうち地方公共団体等に対する補助金の交付（補助事業）が10兆3860億円（全体の63.0%）と大部分を占める

検査の状況 2 食料の安定供給に向けた取組の実施状況（平成29年度～令和4年度）

食料の安定供給に向けた取組として実施された事業：生産の増大に係る取組519事業、輸入に係る取組7事業等

輸入に係る取組 海外依存度が高い小麦の輸入(注1)については、**ウクライナ情勢による買付価格の急騰**の影響を緩和するために、国が製粉企業等に売り渡す小麦の政府売渡価格について、**緊急措置**を実施（令和4年10月～5年3月）



<通常> 政府売渡価格は、年に2回、直近の6か月の農林水産省の買付価格を基に算定
 <緊急措置> 政府売渡価格は、**前期（令和4年4月～9月）の価格を据置き**（急騰した直近の6か月の買付価格を基に算定しない）



本院において、緊急措置による減収額を試算(注2)すると**309億6215万円**

（注1）あらかじめ国が製粉企業等からの買受申込みを取りまとめ、一括して輸入・販売をする一般輸入方式に係るもの

（注2）政府売渡価格は令和4年3月第2週～9月第1週の買付価格を基に算定した価格、売渡数量は4年10月～5年3月に売り渡された数量（実績）とそれぞれ仮定して売払金額を算出し、実際の売払金額との差額を機械的に試算



検査の状況3 総合食料自給率等の指標に係る目標の達成状況等及び検証状況

総合食料自給率の目標の前提となる指標 基本計画と共に公表される参考資料には、総合食料自給率の目標の前提としたデータとして、品目ごとの食料消費の見通しや生産努力目標のほか、主要品目の10a当たりの収量（単収）、作付面積、品目別自給率(注1)等の指標ごとの目標が示される
 (注1) 品目別に国内消費仕向量（1年間に国内で消費に回された量）に対する国内生産の割合を示す指標

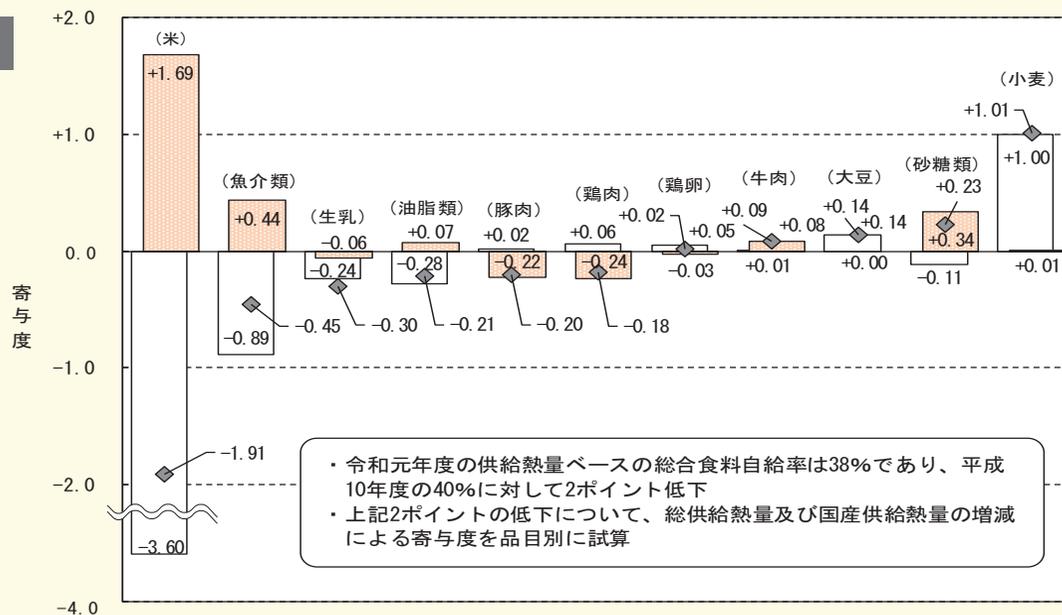
① 供給熱量ベースの総合食料自給率に係る目標の達成状況

各基本計画の目標年度において、食料消費の見通しと実績が20%以上かい離したり、生産努力目標を実績が下回ったりするなどの品目が見受けられた



1人1日当たり総供給熱量に占める割合が大きい11品目(注2)について、令和元年度における供給熱量ベースの総合食料自給率への品目別の寄与度（対平成10年度）を試算(注3)すると・・・

小麦及び大豆以外の品目は、生産量の増加による総合食料自給率の上昇への寄与度が小さい又は生産量の減少により低下要因（右図参照）



・ 令和元年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は38%であり、平成10年度の40%に対して2ポイント低下
 ・ 上記2ポイントの低下については、総供給熱量及び国産供給熱量の増減による寄与度を品目別に試算

(凡例)

総供給熱量の増減に係る寄与度【A】

- ・ 当該品目の食料消費が減少すると、総供給熱量が減少し、上昇要因（棒グラフは上方に伸びる）
- ・ 当該品目の食料消費が増加すると、総供給熱量が増加し、低下要因（棒グラフは下方に伸びる）

国産供給熱量の増減に係る寄与度【B】

- ・ 当該品目の国内生産量が減少すると、国産供給熱量が減少し、低下要因（棒グラフは下方に伸びる）
- ・ 当該品目の国内生産量が増加すると、国産供給熱量が増加し、上昇要因（棒グラフは上方に伸びる）

【A】+【B】

プラス表示は当該品目が上昇要因、マイナス表示は低下要因となっていることを表す

(注2) 米、畜産物（生乳、牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵）、油脂類、小麦、砂糖類、魚介類及び大豆

(注3) 食料・農業・農村白書で示された算出方法に基づくなどして、次の算定式により試算

・ 総供給熱量の増減に係る寄与度

$$= - \left(\frac{\text{各品目の1人1日当たり供給熱量の増減} \times \text{令和元年度の総人口} \times \text{令和元年度の日数}}{\text{平成10年度総供給熱量} \times \text{令和元年度総供給熱量}} \right) \times 100$$

・ 国産供給熱量の増減に係る寄与度

$$= \frac{\text{各品目の国産供給熱量の増減}}{\text{平成10年度総供給熱量}} \times 100$$

検査の状況 3 総合食料自給率等の指標に係る目標の達成状況等及び検証状況

②小麦、大豆及び飼料作物に係る指標の推移等

各指標について目標と実績とを対比すると・・・

【大豆】単収の目標が未達成
 【飼料作物】農林水産省では目標と対比可能な実績が一部未把握。確認できた範囲では、生産量、単収、作付面積の目標が未達成
 いずれも生産の増大に係る取組の効果の発現には一定の制約ありと史料

【小麦、大豆】生産の増大に係る取組を基本計画どおりに継続して目標（令和2年基本計画における令和12年度の品目別自給率の目標：小麦19%、大豆10%）を達成しても、**海外依存度が高いこと**に**変わりはない状況**（右図参照）

③総合食料自給率等の指標の検証状況

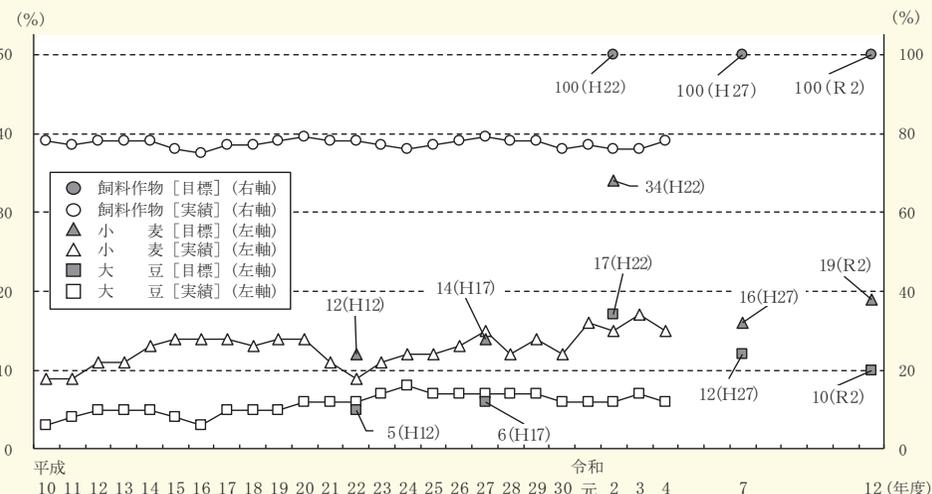
②のほかにも目標が未達成等の指標が見受けられたことなどから、農林水産省における指標の検証状況をみたところ・・・

- ・ 審議会(注3)では、政策評価の結果等を踏まえて検証
 - ➡（平成22年基本計画等に示された指標について）牛肉、豚肉及び鶏肉の生産努力目標以外の指標は**政策評価の指標として設定されず**
- ・（平成27年基本計画等に示された指標について）令和2年基本計画の策定の際の審議会では、品目別自給率を除く全ての指標の**進捗状況は検証**
 - ➡（目標年度に到達した基本計画等に示された指標について）**目標年度における目標の達成状況を確認し、未達成の場合の要因分析をする**などの**検証は行っていなかった**

(注3) 農林水産省に設置された食料・農業・農村政策審議会

所見 今後、農林水産省において、食料の安定供給に向けた取組について、効率的、効果的な施策の実施に資するよう基本計画等に示された指標に係る**目標の達成状況等の検証を適時適切に行う**ことの重要性に留意して、引き続き、生産の増大、輸入及び備蓄の適切な組合せにより食料の安定供給が図られるよう努めること

＜小麦、大豆及び飼料作物に係る品目別自給率の推移＞



東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に提供する 国産豚肉の調達等に係る契約（不当事項）

農林水産本省
1914万円(指摘金額)

業務の 概要

- ✓ 農林水産本省は、令和3年2月に、「選手村における日本産食材提供による魅力発信業務」に係る請負契約（本件契約）を、スターゼン株式会社（会社）との間で随意契約により締結
- ✓ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設において、国産豚肉を使用したメニューが提供されるようにすることにより、高品質な日本産食材を体験した選手にその魅力を世界に発信してもらうことが業務の目的
- ✓ 業務内容は、国産豚肉を調達し、選手村において飲食提供等の業務を行う業者（フードサービス業者）が求める基準等を満たすよう加工し、加工した国産豚肉計6,264kgの保管をすることなど
- ✓ 3年4月に契約金額全額（1914万円）を会社に支払

検査の 結果

- ✓ 会社は、本件契約の締結前から、フードサービス業者との間で、飲食提供施設で使用される畜産物の納入に関する契約（畜産物納入契約）を締結
- ✓ 農林水産本省は、**2年11月頃**、畜産物納入契約を前提として、会社との間で、飲食提供施設に納入が予定されていた外国産豚肉の一部11,215kgを国産豚肉に切り替えるために、次の点等について**口頭で合意**
 - 会社は加工前の国産豚肉を調達して加工、保管し、大会が終了する**3年9月まで**、フードサービス業者が指定する倉庫へ**逐次納入**
 - 農林水産本省は、外国産豚肉を国産豚肉に切り替えることに伴い生ずる調達、加工、保管、納入等に要する費用の増加額（**調達差額**）等を会社に支払う
- ✓ 農林水産本省は、本件契約を構成する主要な事項について、合意した内容とは**異なる内容**の契約書を作成
 - ⇒調達差額1494万円について、国産豚肉の調達、加工、保管等に要する費用であると装うこととしたとしていて、契約書に記載された国産豚肉の数量6,264kgについても架空のもの
 - ⇒業務を実施する期間を契約締結日から同年3月31日までとし、同年**4月以降**に実施する業務は**発生しないこと**を装うこととしたとしている
- ✓ 本件契約の検査職員は、国産豚肉の調達が完了しておらず、加工や保管は行われていないなどの状況にあるにもかかわらず、3年3月31日に、**事実と異なる内容を記載した検査調書**を作成
- ✓ このような事態は、会計法令に違反していて著しく適正を欠いていた

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に提供する 国産豚肉の調達等に係る契約（不当事項）

農林水産本省
1914万円(指摘金額)

業務の概要

- 農林水産本省は、令和3年2月に大会の選手村における食材（国産豚肉）提供に係る請負契約を会社との間で締結
- 高品質な日本産食材を体験した選手からその魅力を世界に発信してもらうことが目的

- 契約前に合意した内容
- 会社は加工前の国産豚肉を調達して加工、保管し、大会が終了する3年9月まで、フードサービス業者が指定する倉庫へ逐次納入
 - 農林水産本省は、外国産豚肉を国産豚肉に切り替えることに伴い生ずる調達等に要する費用の増加額（調達差額）等を会社に支払う

検査の結果

（1）合意した内容と異なる内容の契約書を作成していた事態

農林水産本省は、本件契約を構成する主要な事項について、**合意した内容**、すなわち、**実際に実施することを予定していた内容とは異なる内容の契約書を作成**

合意した内容と契約書の記載内容との主な異同点

本件契約を構成する主要な事項	合意した内容	契約書の記載内容
契約の目的	外国産豚肉11,215kgを国産豚肉に切り替えて納入すること 【実施する業務の内容】 ・国産豚肉の調達 ・調達した国産豚肉の加工 ・加工した国産豚肉の保管 ・保管した国産豚肉の納入 ・報告書の作成 等	国産豚肉を調達し、加工して、加工後のもの6,264kgを保管すること 【実施する業務の内容】 ・国産豚肉の調達 ・調達した国産豚肉の加工 ・加工した国産豚肉の保管 ・報告書の作成 等
契約金額 (契約金額の構成要素)	外国産豚肉11,215kgを国産豚肉に切り替えて納入することに伴い必要となる調達、加工、保管、納入等に要する費用の増加額等	国産豚肉6,264kgを保管するのに必要となる調達、加工、保管等に要する費用等
履行期限 (業務を実施する期間)	大会が終了する令和3年9月 (業務開始を予定している同年2月頃から大会が終了する同年9月まで)	3年3月31日 (契約締結日である同年2月16日から同年3月31日まで)

【国産豚肉の数量や契約金額の構成要素】

- ・ 契約内容が簡潔になるよう、合意した内容とは異なる内容に置き換えていた
⇒外国産を国産に切り替えることに伴い生ずる調達差額1494万円について、国産豚肉の調達、加工、保管等に要する費用に装った
⇒契約書上の国産豚肉の数量6,264kgについては架空のもの

【実施する業務の内容及び業務を実施する期間】

- ・ 期間を契約締結日から3年3月31日までとし、同年4月以降に実施する業務は発生しないことを装った
- ・ 合意した内容の一部であり、国産豚肉を提供する上で不可欠となる国産豚肉の納入を含めていなかった

（2）契約書に記載された業務の履行が完了したこととして検査調書を作成していた事態

- ・ 3年3月31日時点で、国産豚肉の調達の一部行われていたが、加工は開始されておらず、加工後の状態で保管されている国産豚肉はなかった
- ・ 検査職員は、このような状況にもかかわらず、業務の履行の完了を確認したこととして、**事実と異なる検査調書を作成**

⇒ （1）（2）の事態は、会計法令に違反していて著しく適正を欠いていた

制度の概要

- ✓ 国立大学法人は、**新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変した世帯の学生等**に対して、各国立大学法人の**独自の基準**で**家計急変に係る授業料等減免**を実施
- ✓ 文部科学省は、家計急変に係る授業料等減免を実施する経費を支援するため、国立大学法人に対して、令和2年度に**家計急変に係る運営費交付金を交付**
- ✓ 一方で、2年度から「**大学等における修学の支援に関する法律**」に基づく**授業料等減免等（修学支援新制度）**による支援が導入されており、両制度とも支援の対象となる学生は、**修学支援新制度による支援を優先**
- ✓ 国立大学法人の毎事業年度の利益の処分等については、損失を埋めてなお**利益の残余があるときは**、その残余の額を**積立金として整理**
- ✓ 中期目標期間末の積立金のうち、**次の中期目標期間の業務の財源に充てるために文部科学大臣の承認を受けた額を繰り越す**ことができ、残りの額を国庫に納付

検査の結果

- ✓ 文部科学省は、85法人において家計急変世帯等の学生に対する支援見込額について調査を行い、支援見込額に7を乗じて算定するなどした額を家計急変に係る運営費交付金として交付（2年度に85法人計48億0189万円）
- ✓ **3年度末の家計急変に係る運営費交付金の残額は85法人計36億9736万円で、未執行率は77%**
未執行率が90%以上は18法人（このうち**8法人は全額未執行**）
⇒未執行率が高い理由：「交付額と比べて支援の実績が少なかったため」
「当初の想定より多くの学生が修学支援新制度で対応できたため」など
- ✓ 85法人は、**家計急変に係る運営費交付金の残額として整理した積立金の全額**を次の中期目標期間（4～9年度）に**繰り越すこととする承認申請**を行い、**文部科学大臣から承認**を受けて、その全額を繰り越し
⇒各法人は、承認申請に当たり、次の中期目標期間における家計急変に係る授業料等減免の**所要見込額を算定しておらず**、文部科学省においても、**所要見込額を勘案していない**
- ✓ 85法人における所要見込額を機械的に試算したところ、69法人において、**繰り越された上記の積立金が、所要見込額の試算額より多額（開差額計16億4058万円）**

当局の処置

- ✓ 各国立大学法人に対して、**特定の支出等のために交付された運営費交付金に係る積立金の処分の承認申請**に当たっては、資金を有効に活用するため、**次の中期目標期間の所要見込額を適切に算定**しなければならないことを周知徹底

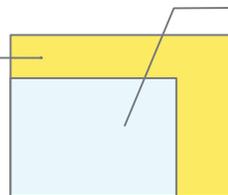
特定の支出等のために国立大学法人に交付された運営費交付金 による積立金の規模（処置済）

文部科学本省

16億4058万円(指摘金額)

家計急変に係る授業料等減免のイメージ図

新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変した世帯の学生等に対する**大学独自の基準**による授業料等減免
(家計急変に係る運営費交付金による支援)



「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等減免
(修学支援新制度による支援)

(注) 両制度とも支援対象になる学生は修学支援新制度による支援を優先

検査の結果

〔令和2～3年度〕

文部科学省 調査した支援見込額に7を乗じて算定するなどして、2年度に85法人計48億0189万円を**家計急変に係る運営費交付金**として交付

大学 家計急変に係る運営費交付金の3年度末残額
85法人で計36億9736万円
未執行率77%
(8法人は100%)

(未執行の理由)
・支援の実績が少なかった
・修学支援新制度で対応など

家計急変に係る運営費交付金の交付額に対する未執行率(3年度末)

未執行率	法人数
0%	0
10%	1
20%	0
30%	0
40%	2
50%	3
60%	8
70%	24
80%	29
90%	18
100%	0

中央値 82.0%

大学 3年度末の期末処理
家計急変に係る運営費交付金の残額として整理した積立金の全額を次の中期目標期間に繰り越すこととする承認申請

次の中期目標期間における家計急変に係る授業料等減免の所要見込額を算定せず

文部科学省 所要見込額を勘案せずに全額を承認

〔本院の試算結果〕

69法人において、所要見込額の試算額より繰り越された家計急変に係る運営費交付金の残額として整理した積立金が多額
〔開差額 計16億4058万円〕

積立金の規模が不適切

当局の処置

各国立大学法人に対して、特定の支出等のために交付された運営費交付金に係る積立金の処分の承認申請に当たっては、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間の所要見込額を適切に算定しなければならないことを周知徹底

事業の 概要

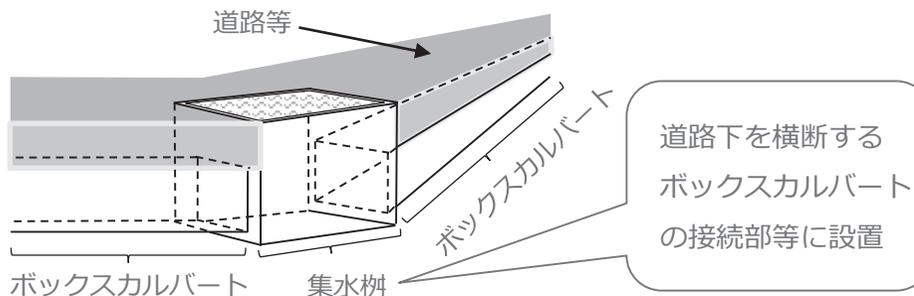
- ✓ 一関市は防災・安全交付金（下水道）により、滋賀県日野町は社会資本整備総合交付金（下水道）により、それぞれ雨水を河川へ排水するために、集水柵^{ます}、ボックスカルバート、側溝等を築造する事業を実施
- ✓ 一関市及び日野町は、集水柵等の設計業務を設計コンサルタントに委託
- ✓ 一関市は、無筋コンクリート造の集水柵4基を設置
 - ・「建設省制定土木構造物標準設計1 側こう類・暗きよ類」（（社）全日本建設技術協会）等に基づき、設置箇所の条件に適合する標準図を選定して設計
- ✓ 日野町は、鉄筋コンクリート造の集水柵5基及び無筋コンクリート造の集水柵3基の集水柵計8基を設置
 - ・「設計便覧（案）」（国土交通省近畿地方整備局編）等に基づき、集水柵の側壁及び底版の部材に作用する荷重を求めて鉄筋等の応力計算を行って設計

検査の 結果

- ✓ 一関市の集水柵3基、日野町の集水柵5基は、車両等が通行する路肩等に設置されており、集水柵が自動車荷重等の影響を受ける状況
 - ①一関市は、誤って自動車荷重の影響を考慮しない場合に適用する標準図を選定して設計を実施
 - ②日野町は、誤って自動車荷重等の影響を考慮しない応力計算を行って設計を実施⇒自動車荷重等を考慮して改めて応力計算を行ったところ、集水柵の側壁や底版のコンクリートに生ずるせん断応力度等が応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった
- ✓ 日野町の集水柵2基は、側壁及び底版に配置する鉄筋について、設計計算書と異なった配置間隔により作成した配筋図により施工
 - ⇒鉄筋を12.5cm間隔に配置するところを、誤って25cm間隔で配置していたので、25cm間隔で配置された鉄筋量によって改めて鉄筋の応力計算を行ったところ、集水柵の底版の鉄筋に生ずる引張応力度等が応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった

事業の概要

- 一関市及び日野町は、雨水を排水するためにそれぞれ**集水桝**、ボックスカルバート等を築造
- 一関市は集水桝4基を設置、日野町は集水桝8基を設置



集水桝の設計方法

- 一関市は「建設省制定土木構造物標準設計1 側こう類・暗きょ類」（（社）全日本建設技術協会）等に基づき、**設置箇所の条件に適合する標準図**を選定して設計
⇒側壁、底版等の部材の形状、厚さを決定
- 日野町は「設計便覧（案）」（国土交通省近畿地方整備局編）等に基づき、集水桝の側壁及び底版の部材に作用する土圧等の荷重を求めて、**鉄筋等の応力計算**により設計
⇒側壁及び底版の部材の形状、厚さ、鉄筋量等を決定

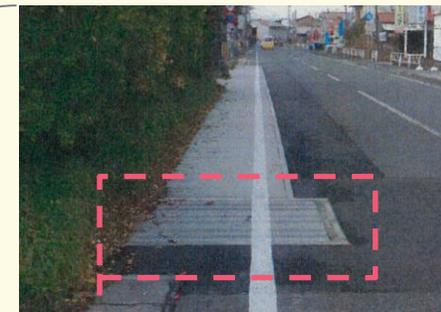
検査の結果

➡ 自動車荷重等の影響を考慮しないで設計した集水桝 一関市3基、日野町5基

- 集水桝の上部を車両等の通行が想定される状況となっているのに、**自動車荷重の影響を考慮しない場合に適用する標準図を選定**するなどして設計
- 改めて自動車荷重等を考慮して応力計算を行ったところ、側壁や底版のコンクリートに生ずるせん断応力度等が応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった

➡ 鉄筋の配置間隔を誤って作成した配筋図により施工された集水桝 日野町2基

- 鉄筋を12.5cm間隔で配置するところ、**誤って25cm間隔として作成した配筋図により施工**
- 25cm間隔で配置された鉄筋量によって、改めて鉄筋の応力計算を行ったところ、底版の鉄筋に生ずる引張応力度等が応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった



出典：一関市より提供
集水桝が車道に掛かっていて、集水桝の上部を車両等の通行が想定される状況となっていた